平成22年9月8日

第3回御嵩町議会定例会会議録(第2号)

議事日程第2号

平成22年9月8日(水曜日) 午前9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番~5番)

日程第3 議案の委員会付託 8件

認定第1号 平成21年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成21年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

7

認定第5号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成21年度御嵩町水道事業会計決算認定について

議案第44号 御嵩町私債権の管理に関する条例の制定について

出席議員 (11名)

議長 鈴 木 元 八 1番 伊 崎 公 介 2番 安 藤 博 通 3番 早川文人 5番 植 松 康 祐 6番 大 沢 まり子 7番 岡本隆子 8番 亀 井 千 歳 9番 佐 谷 時 繁 勇 10番 梅原 11番 谷 口 鈴 男

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺公夫 町 長 竹 内 正 康 副 羽一仁 育 長 総務部長 教 丹 山田 儀 雄 建設部長 学 一 民生部長 纐 纈 久 美 松岡 まちづくり 担 当 参 事 教育担当参事 渡辺義弘 堀 智 考 企画課長 総務課長 田中康文 鍵谷昌孝

まちづくり課長 奥村 悟 税 務 課 長 日比野 優 住民環境課長 伊佐治 徳 保 保険長寿課長 山 田 徹 福祉課長 若尾要司 農林課長 安 藤 信 治 上下水道課長 伊左次 一 郎 建設課長 吉田隆博 会計管理者 藤木伸治 学校教育課長 田中秀典 生涯学習課長 玉 木 幸 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英 明 議会事務局 書 記 加 藤 暢 彦

開議の宣告

議長 (鈴木元八君)

おはようございます。

台風が接近しておるようでございますが、無事を祈りながら議会を進めたいと思います。職 員の皆さんには、ひとつそれなりに待機等お願いをしたいと思っております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、議会だより等に使用するため、会場内の写真を撮らせていただきたいと思いますので、 これを許可します。

会議録署名議員の指名

議長 (鈴木元八君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 岡本隆子さん、8番 亀井千歳君の2名を指名します。

一般質問

議長 (鈴木元八君)

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。 なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

3番 早川文人君。一問一答方式で出ております。

3番(早川文人君)

おはようございます。

一般質問の冒頭に当たりまして、8月2日に死去されました木下四郎元議員に心から哀悼の意を表します。木下四郎さんは、伏見地区の先輩議員として、私のよき理解者として、伏見地区の活性化に一緒に取り組んでまいりましたが、まことに残念であります。どうか我々の活動を見守り、お導きくださるようお願いをいたしたいと思います。

さきに議長あてに提出をいたしました通告書に従いまして質問をさせていただきます。一問 一答方式でございますけれども、質問事項の1番から2番、あるいは1番から3番、まとめて 質問をいたしますので、その後、御答弁の方をお願いしたいと思います。

最初に、町長のマニフェストについてお尋ねをいたします。

渡辺公夫町長が町長になられて3年半となりました。町長選のときのマニフェストにつきまして質問をいたします。マニフェストでは、「実現します町政の八つの指針」が8項目、「渡辺公夫の約束」が17項目でありました。

ここで質問をいたします。

1. 約束の17項目のうち、一般家庭の水道料金の5%から10%値下げにつきましては、平成20年度から10%の値下げを実施されました。次に、小・中の児童・生徒の医療費の無料化については、これも平成20年度から無料化が実施されました。次に、低学年30人未満学級の実現については平成22年度から実施と着実に約束を実行されております。このうち水道料金につきましては、値下げの後も可児市に比べて高額であります。無水道地区解消問題も絡み、水道料金のさらなる値下げを検討されるのか、現状の料金据え置きを条件とされるのかについてお尋ねをいたします。

2番目に、マニフェストの中で独居高齢者世帯の日々の安全確認について出ております。郵便局、新聞店との協働によりとありますが、これの実現についてお尋ねをいたします。今話題となっております高齢者の所在不明問題解決に見守りネットワーク活動がありますが、本町の実施内容と県補助金の活用についてお尋ねいたします。

この2点につきましてお願いをいたします。

議長(鈴木元八君)

渡辺町長。

町長 (渡辺公夫君)

おはようございます。

ただいまの早川文人議員の、マニフェストの件と独居高齢者に対する対応についての答弁を させていただきます。

まず、マニフェストでありますけれど、今はマニフェストを実現するために、名古屋市では議会の解散という署名活動がされております。きのう3分の1の期間が終わったところで5万5,000人の署名ということで、リコールに至るまでにはまだまだ人数的には足らないという状況であるかと思います。ただ、河村市長さんのおっしゃっていることについては、首長としてはわからないでもない。手法がどうなのかと言えば、それは別の問題でありますけど、マニフェストというのは、公約が政治家が守ってこなかったということに対して、文章、文字にするということと、もう一つは年度もはっきりする。基本的には財源もということになるわけですが、そうしたものからできてくるわけですので、少なくとも守れることを前提にしてつくって

あると。ただ、私は3年半になりますけれど、その中でも時代背景とか経済状況によってかなり変わってくるという経験もしておりますので、根幹を成す私のマニフェストの内容については、今、早川議員に御評価いただいたとおりであります。

私の議員生活というのは12年あったわけでありますけれど、私が議員としてチェックを、何を第1位にしてきたかといいますと、少なくとも町長選挙と議員選挙は違う質のもので行われるわけでありますので、議員のチェックの第1位というものは、私自身は、町長選挙で当選された方が町民とどのような約束をしてきたのか。それが実現されているのかどうなのかがまず第1位のチェックということになるかと考えてきました。

私は、柳川町政に12年、12回の予算審議をいたしました。12回賛成をしました。予算そのものが毎回賛成をするだけ、100点満点で賛成をしたかと言えば、予算などというものは本人が組んでいても100点満点にはならないものですから、少なくとも議員の立場から、いろんな思いを持って予算審議をするわけですが、100点満点で賛成をしたわけではない。マニフェスト、当時はそういうものは文章化してあまり明確なものでありませんでしたが、柳川町政において、少なくとも町民との約束という立場から合格点が与えられる予算なのかどうなのか、これを審議してきたつもりであります。私には今100点満点の予算を求められているのかもしれませんけれど、基本的にはそうなると無理だと言わざるを得ません。

私自身のマニフェストについては、町長選挙用のものであるというのは事実であります。その内容、政策については、早川議員とは4年1期、議員として活動してまいりましたので、議会議員として私自身が発言したことは、おおむね早川議員の頭の中に残っているかと思います。それに沿った形での、議員当時とあまり言っていることは変わらないというものを、執行権者としてのマニフェストに記していったものであります。

水道料金についてでありますが、まずはマニフェストを実行できたという意味での、私自身は自負をしております。しかし、本町の水道料金についてはいまだに高料金のままで、岐阜県一から、一部2位になったものがあるというだけで、基本的にはトップを走っていると、同じようなことになってはおります。実は、私が議員になりましたころ、高料金対策として補助金をいただいていました。それはなくなったわけでありますけれど、終了する際に、県との、いわゆる県の原水費が高いからじゃないかというやりとりが実はございました。その中で、県の指摘として、本町の水道事業会計の減価償却費の見解に疑問を投げかけられたということがございます。過去には、御嵩町の一般会計から5,000万円を支出した経緯もございます。私も経験しております。むしろ私は支出をすべきだということで、この5,000万円の繰出金を認めたと。柳川さんを促したという立場でありました。5,000万円入れなければ、水道料金をまた上げなきゃいけないという状態でしたので、もうこれ以上上げるのは許せないということから、

一般会計から繰り出しております。現実に繰り出しをしていないという状況というのは、私が記憶している中ではわずか数年、数回、繰り出しをしなかっただけというふうに考えております。私が1年生議員のときに、先輩議員や水道関係者の方々からいろいろ教えていただいたわけですけど、正直言いまして、木下議員がおられれば必ず言われると思うんですけれど、水道料金というのは、水道事業そのものは、赤字はもちろん出してはいけないけれど、利益をそれほど出すべきものではないと。お隣の可児市と直近にある方でも、御嵩町民である以上、御嵩町の水道を使わなきゃいけない。つまり安い方を選択できるという立場にないから、いわゆる黒字があまり大きなものが出るとしたら、それは水道料金が高いからだということを教えられました。いまだにそれは私は思っておりますし、企業会計といえど公営企業ですので、当然赤字はだめとしても、黒字も小さくしていくのが一つの目指すべきところであるかと思います。

水道料金のさらなる値下げということでありますが、今回、水道事業の業務の拡張、エリアの拡張の条例改正を上程しております。シミュレーションしておりますのは、一般会計から繰り入れを現在もしておりますけれど、現在は1,500万であります。平成23年度、来年になるわけですが1,300万円の繰り出し、24年度は1,100万円の繰り出し、25年度からゼロということになります。現状の1,500万円を繰り入れれば、平成25年度にはさらに5%の値下げができるという試算は一つできるかと思います。しかし、先ほど申し上げましたように、無水地域の解消の事業を行った場合には、返済の据置期間を置くつもりはございませんので、平成24年度から地方債の返済が始まります。現段階では、まずそちらに全力を傾注したいと考えております。私自身が町民に理解を求めねばならないというのは、そちらを選択するということを町民に理解していただかなければいけないというふうに思っております。少なくとも、余談ですが、値上げについては、私が町長である限り一切考えておりません。シミュレーションの上では、平成30年が一つの大きな節目になるかと思います。また、それ以前にも現在の地方債返済について好材料とされるものもございますので、節目を迎えた時点で料金についてはしっかりと考えてまいりたいと思います。水道についての御質問は以上であります。

次に、高齢者の所在不明の問題であります。

私、この件について2点、マスコミの扱いに違和感を感じております。一つは、なぜ100歳以上なのかということです。90歳、80歳はいいんでしょうかということであります。また、これは町民や国民の一つの義務でもあるかと思いますが、罰則規定がないものですから、こんなことになるかと思うんですが、届け出制の住民登録、死亡届について、責任の所在というものをもう少し明確にしなきゃいけない。必ず守っていただければ、今のような問題は起きていないのではないかなというふうに思っております。

それで、現状でありますが、100歳以上が御嵩町の戸籍上でお見えになるのは、105歳を筆頭

に100歳までで8人お見えになります。所在の確認ができている方が3人、戸籍があり、戸籍の住所も明確に書いてあるところでの住民登録がしていないという方が1名、これは所在の確認ができていない方の5人の中の1人であります。あと4人、所在の確認ができないのは、戸籍は残っておりますけれど、少なくともその戸籍に住所も記載がされていないという状況ですので、これはもう跡をたどって云々ということも事実上不可能と言わざるを得ません。今後の対策としては、法務局ともしっかり方法を教えていただき、こうした不明な方については、戸籍上抹消していけるような方法をとりたいというふうに思っております。

安否の確認でありますが、御嵩町は対象として75歳以上を考えております。といいますのは、 来週、敬老会がございます。今、福祉委員やそうしたボランティアの方々にお願いをしまして、 敬老会出欠の確認をそれぞれとっていただいておりますが、その作業に加えて、今お見えにな らない方は、どこにおられるのかを口頭で聞いて連絡をしていただくということでありますが、 すべてが確認できるとは思っておりませんけれど、確認できなかった方については、今後の課 題として、今度は行政の仕事として確認をしてまいりたいということを考えております。

早川議員の県の補助金の活用についてでありますが、現在、見守りネットワーク活動に対する県の補助金は受けておりません。ゼロであります。これは少なくとも活発にできていないという解釈がされてしまうわけでありますが、やれることは御嵩町としてやっているのが現実であります。

どんな、そういう方に対しての作業、いわゆる確認作業であるとか、日常の生活のサポートをしているかといいますと、一つ目が幸せの輪ネットワーク協定による活動であります。これは郵便局1ヵ所、燃料店14ヵ所、新聞店4ヵ所、牛乳配達店4ヵ所の23ヵ所の事業所と協定を締結し、年1回ですが研修会を行っております。

二つ目が地域支え合いネットワークによる見守り活動であります。これは、民生委員、人権 擁護委員、障害者相談員、在宅介護支援センター、町内居宅介護支援事業所、これはケアマネ であるとか介護職員であります。あと、デイサービスの指導員、特養指導員、長寿会役員、町 の職員などがメンバーとなっております。年1回のこれも研修をしているということでありま す。

三つ目が社協のヘルパーさんによる安否確認であります。家事の援助をしながら安否の確認 を無料でさせていただいております。

また、四つ目が在宅介護支援センターによる訪問時の安否の確認をしております。これは、 ひとり暮らしや高齢世帯の訪問をしております。

五つ目が地域包括支援センターによる訪問時の安否の確認であります。支援の必要な高齢者 へ訪問し、相談等を実施しております。 これら五つの活動は、ある意味では支援を求められる方、能動的に求められるなり、民生委員を通じて求められる方については確認作業はできるわけでありますけれど、少なくとも今起きているような状況の問題というのは、ある程度、地域の中で監視をしていく。少なくともそれ以前に家族というものがあるはずですので、家族で責任を持って、そうした対応をしていただくということは大前提であります。行政というのは、こういう部分になりますと、どうしても受け身にならざるを得ません。それは個人情報の観点からいっても、なかなか入り込んで行けるという場合は少のうございますので、これらを超える何か法制度ができれば、新たに何らかの方策が見つかるかと思いますけれど、現段階ではこれらの団体にお願いをして確認をせざるを得ないというのが現状であります。あとは、御近所のうわさ話あたりでも出たなら、しっかりとアンテナを張って情報を収集した上で行政として対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

[3番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

早川文人君。

3番(早川文人君)

ありがとうございました。

平成23年度当初に実施されます町長選挙には、2期目に挑戦されると思います。来年度の町 長選挙のマニフェストを期待し、これら実現に最大限に努力されるようお願いをいたします。 次に移ります。

御嵩町のPRについてであります。御嵩町のPRと中山道伏見宿の史跡整備と宿場町、古民家保存について質問をいたします。

地元の東濃実業高校が本年度から2年間、飛び出せスーパー専門高校生推進事業として県の 指定を受け、専門教科を生かした地域との連携活動の一環として、「じまんの原石、中山道伏 見宿を見直そう」をテーマに、7月18日日曜日に名鉄名古屋駅構内で御嵩町や伏見宿の知名度 調査を実施されました。アンケートの140名の回答のうち、愛知県在住者で御嵩町や伏見宿に ついて9割近くが知らないと回答をいたしました。現在も御嵩町は名鉄広見線存続問題に絡み、 電車を利用して、町外の方に御嵩町を訪問していただくことが緊急課題であります。御嵩町に 足を運んでいただくためには、観光なり先進技術なり、人を引きつける魅力が必要であります。 現在の御嵩町としては、中山道の宿場町として人を呼ぶしかなく、そのためには、史跡整備に よって魅力づくりをする必要があります。伏見地区の場合、山田・横山古墳、新村湊跡地、史 跡ではありませんが、名鉄八百津線跡地整備等、数少ない古民家の保存に取り組むことが大切 と考えております。 ここで質問をいたします。

1が、行政として御嵩町のPRをいかにするか。方法とPRの重点についてお尋ねをいたします。

2番目に史跡整備のうち、伏見、新村湊跡地整備につきましての考え方についてお尋ねをいたします。以前の定例会で、地域団体が新村湊整備の目標は可児市の川合公園であると質問をいたしました。資料を提供しておきました。一つに、国交省が河川敷の規制緩和の方針を固めたもの。もう一つは、笠松のみなと公園、もう一つが、本年8月29日に中山道みたけ館が主催をいたしました可児川川湊めぐり開催のチラシであります。新村湊整備については、可児市観光協会の木曽川遊舟を期待しているところでございます。

次に3番目、宿場町の古民家保存対策についてであります。伏見地区の場合、わずか三、四 軒程度の古民家しか残っておりません。少ない古民家でありましても、中山道の旅人が時折写 真を撮っているのを目にいたします。古民家はやがて消滅すると思われます。そこで、古民家 の保存対策として、所有者の承諾を条件に、建築年数等を算定基準として補助金交付は考えら れないか。

この3点についてお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

議長(鈴木元八君)

堀まちづくり担当参事。

まちづくり担当参事(堀 智考君)

おはようございます。

それでは、私の方からは、御嵩町のPRにつきましての3点について、早川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、御嵩町のPR方法と今後の重点についてお答えいたしたいと思います。

早川議員の御指摘のとおり、町の活性化、あるいは名鉄広見線の利用促進に向けては、特に町外の方々に御嵩町を御理解いただき、訪問していただくということが重要であると考えております。そのためには、中山道を中心とした史跡整備を初め、御嵩町固有の地域資源の魅力を高める環境づくりとともに、対外的な積極的なPRに努めていくことが重要であるというふうに考えております。このため、総合計画にございます重点プログラムにも位置づけてあります御嶽宿や伏見宿を中心とした中山道の再生を進めるまちづくりを進める一方で、これらを活用したイベントスポットなどを重点的にPRするように努めているところでございます。

また、PR方法につきましても、これまではチラシやポスター、ホームページ、広報紙、防 災無線、ケーブルテレビ、地元新聞社といったような広報手段ばかりではなく、とりわけ大規 模イベントにつきましては、イベント情報を一度登録いたしますと、各種メディアに無料で配 信されるような広報媒体を活用したり、名古屋圏を中心とした新聞社やタウン情報誌等へのキャラバン隊、あるいは掲載への働きかけ等を通じて、新たなPR手段を活用いたしまして、より多くの町外の方に来ていただくように働きかけているところでございます。

こうした取り組みの成果といたしましては、5月から6月に開催されましたささゆりまつり等におきまして、名古屋圏を中心とする新聞社8紙、それから雑誌7誌にも掲載されまして、特にささゆりハイキングにおきましては、町外からの来訪客数が638名と前年に比べ2.5倍に増加したり、あるいはささゆりまつりにおきましては、ギネス効果というものございますが、来場者数が約8,000人とこれまでの4倍に増加するなど大きな誘客効果が生み出されているところでございます。

なお、11月7日には、御嶽宿、細久手宿を歩きます中山道ウオークを瑞浪市とともに新たに 開催する予定でございまして、これまでと同様に積極的に対外的なPRに努めていくつもりで ございますので、議員の皆様におかれましても、こうしたイベントやPRに対して御支援や御 協力、御参加をいただきますようよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、伏見宿、新村湊整備についてお答えしたいと思います。

この件につきましては、これまで平成20年度第2回定例会、平成21年度第1回及び第2回定例会におきまして渡辺町長が既に繰り返し答弁しておりますので、重なる部分が多くなりますことをお許しいただきたいと思います。

最初に、早川議員が中心とされています地域団体さんが提案されております新村湊跡地を公園に整備する構想の件でございますが、まず整備予定地につきましては、史跡の新村湊跡地から数百メートル離れておりまして、整備するに当たっては、史跡整備ということではなく、あくまでも河川区域内の公園整備というふうになりますことをまず御理解いただきたいと思います。また、その構想を実現するに当たっては、現段階におきましては、まず進入路の大部分が私有地でございまして、境界の確定、用地の確保等の必要がございます。また、整備予定地につきましては、現在、水資源機構が占有許可を得ております一方で、河川区域内の工作物を新設するという行為に当たるため、水資源機構ばかりではなく、河川管理者などさまざまな関係機関との十分な協議及び許可が必要となってくるということでございます。

また、進入路につきましては、急傾斜地でございまして、敷地は平地が非常に少ないということなど立地条件は大変厳しいという条件がございまして、施設整備に当たっての整備及び運営につきましては、かなりの費用がかかってしまうということがございます。また、予定地までのアクセス条件も非常に悪く、あまり利用者が見込めないということも考えられます。さらに、最近の7・15豪雨災害におきまして近隣地で土砂崩壊が発生するなど、安全面での十分な配慮が必要なことなど、非常に多くの課題や問題点が山積しております。これらの課題、問題

点を十分に調査・検討しながら解決していくためには、大変な労力、時間等も必要でございますので、その実現に向けては非常に困難であるというのが現状としては考えております。実際に一昨日、現地に赴きまして再度確認してまいりましたが、その思いを強くして帰ってきたところでございます。

続きまして、3点目でございますが、伏見宿を中心とした宿場町の古民家保存対策について お答えいたします。

中山道の御嶽宿、伏見宿かいわいは貴重な史跡が存在しておりまして、歴史的資源を多く有しております。また、県のじまんの原石にも指定されておりまして、町外の訪問客が年々増加しておりまして、早川議員御指摘のとおり、史跡として環境整備やその活用による魅力づくりの重要性を非常に感じております。しかし、御嶽宿、伏見宿ともに、残念ながら昔のままに残存している旧家は非常に少なく、また残存していても文化財にまで至っていないというのが現状でございます。このため、価値のある古民家につきましては、保存・維持という形での方向を目指す一方で、それ以外の建物につきましては、できるだけ宿場の風景に適合した景観修景を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

こうした中で、御嶽宿かいわいにつきましては、数少ない旧家を保存しようと民間活力による保存活動も見受けられます。一方、御嶽宿わいわい館におきましても、古民家の利活用という形を検討いたしましたが、耐震構造や建材の再利用などの側面から総合的に判断させていただきまして、すべてを取り壊すという形をとりましたが、建築に当たっては、宿場風の外観等に十分に配慮したところでございます。

いずれにしましても、宿場町かいわいの景観修景を含めまして、古民家の保存、維持、修繕等を実施し、宿場町の再生を図っていくためには、地権者、家屋所有者の御理解や御協力は必須であるとともに、宿場町再生を期待する住民の方々、商工関係者の協働が必要でございまして、行政主体というよりは、まずは住民パワー、民間活力による協働が宿場町再生には必要不可欠だというふうに考えております。

とりわけ中山道伏見宿につきましては、早川議員が中心となって活動されています伏見地区 ふるさとづくり活動センターが中心となっていただき、具体的な構想を御議論、御検討をいた だくとともに、宿場町再生活動の原動力となっていただくことを期待しております。以上でご ざいます。

[3番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

早川文人君。

3番(早川文人君)

ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

議長(鈴木元八君)

続きまして、1番 伊崎公介君。

1番(伊崎公介君)

それでは、お許しをいただきましたので、2点についてお尋ねいたします。

今回は教育と福祉の関係なんですが、今まで私は一問一答方式というのを基本としておりま したが、今回、ちょっと重なる部分があるということで、全般についてお2人に回答いただき たいと思いますので、よろしくお願いします。

今、日本は地方分権だと言われていると。それから、今までの経済は右肩上がりであったが、 これからは平行線か、あるいは右肩下がりになるんではないか。あるいは急速にグローバル化 が進んできたということから、これからは特色ある自治体というものが求められてきていると 思います。そういったことから今回質問させていただきますので、よろしくお願いします。

以前は、隣同士とか親戚同士、そういった相互扶助が働いており、お互いに助け合うと。その中で助け合うというような風潮がありましたが、どちらが先かわかりませんけれども、現在は制度化されて、それが行政が担わなければならなくなってきたと。これら相互扶助というものが消えて行政が担わなければならなくなったのか、あるいは法制化が先で、それによって相互扶助というものが薄まってきたのか、どちらかわかりませんが、とにかくこういうことですね。行政が担わなければならなくなってきた。特に、これは教育や福祉の面で行政の役割というものが大きく期待された結果と言えると思います。

先ほど申しましたように、現在、経済状況というのは、戦後から続いて右肩上がりであったのが、これからは平行線か、あるいは右肩下がりになるであろうということ。それからもう一つは、急速にグローバル化されてきておると。これは、本当に今まで以上にこれからは加速度的に進んでくるものと思われます。じゃあそうしたときに、今の青少年たちをどう育て上げていくかということは、これは急速な、非常に重要な問題になってきていると思うわけです。確かに、教育指導要領がころころ変わって、先生方の苦労というのもは大変なものがあると思います。きのうも残念な子供の事件が起きたようですが、そういったことをなくす意味でも、私たち大人が、先生たちも含めて全員で子供たちをどう的確に導いていくかということが非常に重要な課題であると思うわけです。

それともう一つ、グローバル化されたということなんですが、日本に追いつけ追い越せということで急速に進歩している国がお隣の中国、その向こう側のインドということになると思いますが、これらの国は日本の10倍の人口があります。そして賃金は日本とは比較にならないぐ

らい低いということから、今までの工業中心の経済体制というものも見直していかなきゃいけない。じゃあ日本がどういうものを目指していくのかということなんですが、これはヨーロッパがいい見本だと思いますが、良質な製品をそれなりの値段で売っていくということが求められてくると思います。

そうしたときに予測されるのはどういうことかということなんですが、今までみたいな薄利 多売的な生産、販売体制というものが崩れてくる。そうするとどういうことが起きるか、当然、 人員の余剰が出てくると。それを今までみたいに、やれ緊急雇用対策だというようなことでやっていたら、余分にお金が要るだけで、日本には何も残っていかないということになってくる と思うんです。私がその一つの対策として思うのは、今まで日本人、あるいは日本全体かもしれません。これは、我々の文化を軽視し続けてきています。それによって、我々の世代もそうかもしれません。それ以後は特にそうだと思いますが、我々の文化を継承しようという者がだんだん少なくなってきている。それによって、我々の文化は今にも消えそうな状態になっているということです。

ここに、私は日本の生き返る道、再生する道があるのではないかと思うんです。日本の文化、例えば絵画、浮世絵なんてものは本当に世界じゅうの文化に貢献しています。日本庭園なんていうのは世界じゅうのどこの都市にもあるというぐらいに普及しています。あるいは今ちょっと変な風潮が立っちゃって衰退しかかりですが、相撲というのは僕は好きなんですね。なぜかというと、足の裏以外がつくと負け、足の裏が土俵から出ると負け、そのぐらい潔いスポーツで、西洋式の格闘技の本当に血みどろになってやるものと比べると潔いいい文化だなあと思っておるわけですが、そうしたよい文化、これはこれからの青少年に担っていただかなければいけないものだというように思うわけです。今の日本の国、私たちのときもそうでしたが、いい学校を出て、いい会社に就職するというような安易な道ではもう生きていけないなというように、皆さんも感じてみえるでしょうし、私も感じています。これからは、本当に個人の個性に適合した多様な能力を身につけさせて、それをいかんなく発揮できるような道筋を立てるような教育が求められておると思います。

そこで教育長にお尋ねしたいんですが、小・中学生には、特に日本の伝統芸能を引き継ぐような、そういう気持ちを育てていただきたい。そして、伝統文化に親しむような機会をつくっていただいて、ぜひとも伝統文化、伝統技能を継承できるような子供たちを育て上げていただきたいなと思う点です。これは、やはり簡単に形だけまねるということじゃなくて、日本の精神文化ですね。長年にわたって築いてきた精神文化というものを子供たちに植えつける必要もあると思いますが、そういった面で少し難しい課題かと思いますが、そうしたものが1点。

そして、それだけじゃない、確かに先進科学技術というものも無視することはできません。

ですから、そういったものも必要でしょうし、それ以外のいろんな多様な産業で生きていける 日本にするためにも、多様な能力を身につけさせていただきたいという点、この2点ですね、 お願いします。

それから、これは福祉の面でも同様なことが言えると思います。近所、親戚といった相互扶助というものは、もう期待できないと言っていい。全然なくなったというわけじゃない。本当に心ある人は、こういったことに苦慮されていますが、これからは、残念と言っていいのかよくわかりませんが、制度的に行政が役割を担っていかなきゃならんというのは、私個人としては少々残念な気もしますが、とにかく行政がやっていかなきゃならないと思います。特に障害がある方といっても、これはやっぱり日本人として生まれてきた。であれば、日本国憲法で言われている最低限の生活の保障というのは欠くべからざるものだと思うわけです。それともう一つ、人はパンのみにて生きるのではないということですね。やはりそうした人でも張り合いを持って生きるということが非常に大事なものだと思います。そうした面で、一人ひとりに見合った福祉をやっていただきたいということで、これも民生部長に2点お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

1点目として、今まででも心がけてこられたと思いますが、今まで以上に一人ひとりの障害 の程度に応じて満足されているか。あるいはこれからどうしてほしいかということをしっかり 確かめながら、個々人に適合した福祉メニューで接していただきたいということ。

それから2点目、これから時代も大きく変化していくと思います。ですから、そういう時代に即応した実践的な能力を身につけさせて、人生に張り合いが持てるような生き方ができるような福祉に心がけていただきたいと思います。一概に障害がある方だからといって能力がないということでは決してないと思います。そうした例はいっぱいありますよね。山下清画伯なんかもそうでしょうし、この間、何かの報道にありましたが、両手がない人が足を使ってコンピューターグラフィックで物すごいすばらしい作品をつくっていたというような例もありました。そういう面で福祉の方を考えていただきたいと思います。

最後に、こうしたことは国がやる事業ではないかというような考え方もあると思います。それから、国や県から補助金が来ないかなという姿勢で待つというものがあるかもしれません。 そうなってきたときには、さっきも言いましたように、自治体の特異性というものが失われていく。並の自治体になってしまうというおそれがあるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。それじゃあ以上の点、よろしくお願いします。

議長 (鈴木元八君)

丹羽教育長。

教育長 (丹羽一仁君)

おはようございます。

伊崎議員さんから二つ御質問いただきましたけれども、そのうちのまず一つ目からということでよろしくお願い申し上げます。

議員、既に御承知、御案内のとおりでありますけれども、改定教育基本法、新たにそこに教育の目的というのが追加されたわけですけれども、その第2条の5項で、伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともにと、あと続いているんですけど、規定されています。また、それを受けた形ですけれども、学校教育法では、普通教育の目標、21条の3項で、我が国と郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を尊重し云々というふうに規定されております。御存じのとおりです。

教育基本法、それから学校教育法等の法令、それから児童・生徒の実態と発達段階、これはいつもそういうことが考えられるわけですけれども、そういったことを考慮して改定された今回の学習指導要領では、具体的な改善内容ということで6項目上げております。その6項目の一つに、伝統や文化に関する教育の充実というものが盛り込まれてきました。これに基づいて、新たに学習指導要領で取り入れられてきた学習事項について、例を挙げて申し上げますと、国語では、小学校で古文、漢文、あるいは俳句というようなものが、音読を中心にしてつけ加えられてきました。社会では、小学校で6年生になるわけですけれども、国宝などの文化遺産、それから中学校では江戸時代の教育文化や近代歴史など、音楽では、唱歌、昔から文部省唱歌というふうに言っていたものをイメージしていただければいいと思いますが、唱歌や和楽器が、それから保健体育では、中学校でも男女必須の武道の学習などがその例になります。

さらに、それを学習内容ということで中へ掘り下げていきますと、例えば武道では次のようなことが求められているわけです。一つ目ですけれども、わざを高め、勝負を競う楽しさや喜びを味わい、得意わざを身につけること。二つ目ですけれども、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとすること。三つ目ですけれども、伝統的な考え方、わざの名称や見取りげいこの仕方云々と続くわけですけれども、そんなことを理解すること。そのほかにもあるわけですけれども、そんなことです。

こうした学習を着実に進めていくということが、議員御提言の日本の伝統文化に親しむこと や日本の精神文化の継承、そういったものにつながる力や心を児童・生徒に培っていくという ことで、23年、24年度以降の学習で大いにそんなことを期待していきたいと思いますし、また 期待できるのではないかなというふうに思っております。

それから二つ目ですけれども、今回改定された学習指導要領では、今までも生きる力、生きる力というものが言われてきておりましたけれども、今回の学習指導要領でも生きる力の理念

はそのまま継承されました。そしてその育成が求められています。生きる力というものにつきましては御存じのとおりなんですけれども、確かな学力、これが一つ目です。それから、豊かな人間性、二つ目です。健康、体力、知・徳・体と申し上げていいと思いますが、知・徳・体のバランスのとれた力、それを生きる力というふうにとらえているわけです。この生きる力を、じゃあどうやってはぐくんでいくかということですが、ここに議員さんが先ほどお話しいただきました基礎的、基本的な知識、技能というものと、それから思考力、判断力、表現力等の力の習得が必要とされている。そのために授業時数も増加して、その充実を図ろうということがなされてきました。議員の御提言の中に、「多種多様な能力」というお言葉を使っておられたわけですけれども、これを生きる力、それから「基礎能力」という言葉を使っておられましたが、この基礎能力というのを基礎的、基本的な知識・技能と、それを活用して課題を解決していくために必要な思考力、判断力、表現力等の力というふうに置きかえられるというふうに判断していますが、よろしいでしょうか。

御嵩町教育委員会では、平成23年度、来年度から、御嵩町教育プランを23年度から実施ということで、21世紀御嵩町教育夢プランの改定に取りかかっております。策定協議委員会、30名の方にお力添えいただいているわけですが、そういった委員の方とか、たくさんの方々のお力をいただきながら続けているわけですが、学校教育では、生涯学習、あるいはそのほかの部分があるわけですけれども、学校教育では、その役割を、先ほど申し上げた生きる力の基礎づくり、学校教育の役割は生きる力の基礎づくりですというふうに位置づけて、みずから学び、みずから考え、力強く生きていける力を育てます。そういうふうに八つの重点事項の中の一つなんですけれども、八つの重点事項と具現のための事業等を事務局側から提案し、そして検討をいただいているところでございます。この夢プランの改定案につきましては、12月から1月にかけてパブリックコメントを予定していますので、議員、ぜひ御意見を賜れれば大変幸いだと思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、学校と連携して進めています学力向上推進事業については、大切な取り組みとして今までもお話を申し上げてきているわけですけど、再度御紹介を申し上げたいと思います。

ことしで3年目になります。期待する学力を向上させるためには、先ほど申し上げましたような基礎的、基本的な知識・技能と思考力、判断力、表現力等の力などが不可欠です。学校内の取り組み、小・中の連携、家庭を含めて地域があるわけですけれども、家庭との連携、主体的な児童・生徒の取り組みと、この四つをどのようにしたら効果的に身につけさせるかということが研究の主たる内容になっています。事業の推進は、中学校区が単位になっており、共和中学校区には兼山小学校にも参加いただけています。地道な取り組みですけれども、組織的な面、それから内容の充実等、年々充実しているなという、そんな感じを持っております。なお、

この事業につきましては夢プランにも位置づけて継続推進をして、一層の充実を図っていきた いというふうに思っております。

以上、2点答弁をさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (鈴木元八君)

纐纈民生部長。

民生部長 (纐纈久美君)

それでは、伊崎議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、国の障害者制度の動向につきまして説明をさせていただきたいと思います。

政府は6月29日、障害者制度改革の今後の進め方を示す障害者制度改革の推進のための基本 的な方向についてを閣議決定しております。内容は、障害者基本法の抜本改正案を平成23年の 通常国会に提出するほか、障害者自立支援法を廃止し、仮称でございますが、障害者総合福祉 法を24年の通常国会に提出し、25年8月までに施行するというものでございます。今後の制度 改革を注視していきたいと思います。

1点目は、障害者の福祉メニューについての質問でございます。障害は、その種別により大きく分けて身体障害、精神障害、知的障害に分けられます。障害と一言で言ってもそれぞれ程度が異なっており、その程度によってさらに区分がなされているとともに、年齢や障害のある方の世帯状況等により福祉サービスを受給することになります。受給資格の認定及び更新につきましては、可児市、御嵩町で構成しております障害区分認定審査会に諮り、審査会の程度区分判定に基づき認定をしております。受けることのできるサービス支給量につきましては、障害のある方々に対し、平成18年4月に施行された障害者自立支援法のもと、町として責任を持ってサービスを提供しております。福祉サービスの種類としましては、さきに申し上げました障害者自立支援法において、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の三つに分類されるサービス事業体系が定められております。

地域生活支援事業につきましては、市町村が地域の特性に合った柔軟なサービスを提供するもので、障害者、障害児やその保護者、家族からの相談に応ずるとともに、必要情報を提供する、いわゆる相談支援事業、手話通訳の派遣などを行うコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業などを展開しております。また、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休憩・休息と、障害者が日中における活動の場を確保するという日中一時支援事業等々を行っているところであります。これらはすべてサービスを利用したいという相談及び介護給付の申請に応じ、利用者本人の心身の状況、介護者の状況、障害の程度や年齢も考慮した中で必要に応じてサービス等の支給を行っているものであります。

御質問がありました今まで以上に一人ひとりの障害の程度に応じ満足されているか、どうし

てほしいかを確かめながら、個々に合う福祉メニューで接してほしいとのことでありますが、 国の事業展開や地域の実情、個々の希望に応じた福祉サービスを展開していると考えておりま す。しかしながら、身体、知的、精神に障害のある方は、平成18年度1,009人、19年で1,043人、 20年度で1,070人、21年度には1,115人と増加傾向にあり、福祉のサービスを受けられる状況に あるものの、そのサービスを提供している事業所は少なく、現実的にサービスの提供を受ける ための待機者もあるというような状況でございます。

町内には、知的障害者通所授産施設あゆみ館はあるものの、定員30名の枠の中で対応となるため、現在、特別支援学校に通学しておられる町内の児童・生徒が将来学校を卒業し通所を希望されても、残念ながら受け入れできないことは自明の理であります。本年、第2回定例会において議決をいただきましたあゆみ館作業棟の増設に向け、現在、鋭意作業を進めているところでありますが、この施設の完成と定員増に向けた取り組みに保護者会からの期待の声が届いておるということでございます。

御嵩町の福祉は、以前と比べれば、あゆみ館やさわやか長楽荘などにより施設の充実が進んだことは確かであります。全国的な傾向としまして、障害、高齢、介護等分野別で見ますと、それぞれに対応する施設が全体的に不足していると言えます。今後ますます施設設置への期待は大きくなってくると思います。

また、障害のある方々が実践的な能力を身につけ、人生に張り合いを持った活動を展開できるようにとの質問であります。

町内唯一と言えるあゆみ館においては、御承知のように、パンやクッキーの製造と販売、貴重な資源であるリサイクル品の収集、シイタケの菌床栽培と加工品の販売といった生活に結びつく活動展開と技術習得を行っており、通所者の中には町の給食センター、老人ホームさわやか長楽荘での就業が決まり、元気に通勤しておられる方が3人お見えになります。障害の程度によりますが、人生に張り合いを持ち、将来への希望に満ちた姿が見られます。その他の施設に通所、あるいは入所して生産活動等に携わることが可能な方々も、その施設等で活躍しておられる様子も聞き及んでおりますが、障害の程度や年齢に応じたきめ細かい福祉体制の充実を図ることができればと考えております。

また、最後に大沢議員の5点目の質問でありますが、発達障害支援事業というものも関連してくるかと思いますが、23年度、本格的な実施に向けて取り組んでおるという状況でございます。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長(鈴木元八君)

伊崎公介君。

1番 (伊崎公介君)

ありがとうございました。

福祉の方が徐々に充実しつつあるということですから、これからもそれを続けていっていた だきたいと思います。

また、これからのことについてちょっとお話がなかったのが少し残念に思いますが、教育と福祉という面、御答弁にもあったように、個々に別で大変な面はあるかと思いますが、ぜひ鋭意努力していただいて、特色ある自治体にしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ終わらせていただきます。

議長(鈴木元八君)

続きまして、6番 大沢まり子さん。

6番(大沢まり子君)

議長にお許しをいただきましたので、心と体の健康施策について質問させていただきます。 初めに、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成についてお尋ねをいたします。

子宮頸がんの予防ワクチンが昨年10月に承認され、12月から販売が開始されました。前回の質問でもお話をいたしましたが、子宮頸がんは日本では年間1万5,000人が発症し、約3,500人の方が亡くなっているがんであり、特に近年、20代から30代の若年層で増加傾向にあります。子宮頸がんは、発がん性のヒトパピローマウイルス、HPVといいますけれども、このウイルスの持続的な感染が原因となって発症するものです。しかし、このウイルスに感染すること自体は決して特別なことではなく、多くの女性が一生のうち1度は感染するごくありふれたウイルスなのであります。しかし、このHPVに感染しても、ほとんどの場合はウイルスは自然に排除されますが、ウイルスが排除されずに長期間感染が続く場合があり、ごく一部のケースで数年から十数年かけてがんになる前の状態の前がん病変を経て子宮頸がんを発症いたします。したがって、この間に検診によって前がん病変を早期発見し、治療することが可能となっております。ワクチンは半年の間に3回の接種が必要ですが、費用が高額なことから、諸外国の多くは公費助成で接種を行っております。

せんだって新聞にも載っておりましたが、厚生労働省の2011年度の政府予算で、経済成長や 国民生活の安定などのために設けられる1兆円を超える特別枠に要求する事業案が8月16日に 明らかになり、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛 り込む方針だということが発表になっておりました。

子宮頸がんは、10代前半のワクチン接種で予防が期待でき、費用は四、五万円で、国、県、

市町村で負担し合って助成する仕組みを想定している。対象者は今後詰めるとありました。また、ワクチン接種の費用の効果は、子宮頸がんの予防だけではなく、医療費の抑制にもつながるとの試算もあります。自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授らによれば、12歳の女の子にワクチン接種した場合、がんの発生数、死亡者数をともに73%も減らすことができ、しかも約210億円の接種費用に対し、約400億円の医療費の削減ができるとのことであります。30歳の女性に接種した場合でも約50%の発症を抑えることができ、29歳まではワクチンの接種費用よりも医療費の抑制の方が大きいとされております。このため、子宮頸がんの発症を防ぐワクチンに対し接種費用の助成を行う自治体が相次いでおります。一人でも多くの女性の命を守るために、一層の普及促進に向け公費助成を進めていく必要があると考えます。

全国ではこの6月までに114自治体が公費助成を実施しております。その後も日に日に実施する自治体はふえ続けております。県内では、既に大垣市、多治見市、関市、海津市、大野町、岐南町、近くでは八百津町、七宗町、白川町が実施、また坂祝町におきましてもこの10月から子宮頸がん予防ワクチンの半額補助を中学生を対象に実施、あわせてヒブ、肺炎球菌、おたふくに対しても4月にさかのぼって補助をするということになっております。こういった命を守る施策に地域格差があってよいものでしょうか。希望する方が平等にという観点からも、唯一予防できるがんである子宮頸がん発症ゼロに向け助成制度を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

私の周りの女のお子さんやお孫さんをお持ちの方から、接種したいけど、もう少し安くならないかな、一日も早い助成をお願いしたいという声もたくさんいただいております。当町での御見解をお伺いいたします。

次に、検診についてお伺いします。

このようなすばらしいワクチンも万能ではなく、一部の方のウイルスには効果がなく、既に感染してしまったHPVを取り除くという効果はありません。そのために感染を早期に発見するための定期的な検診とセットが大切になってきます。検診もあわせれば、ほぼ100%予防することができるわけであります。しかし、特に日本は検診率が低く、欧米が七、八割なのに対し、2割程度なのが現状であります。昨年導入していただきました乳がん、子宮頸がん無料クーポン券を本年も継続して発行していただいておりますが、検診率は上がっておりますでしょうか。クーポン券をとった友人が、早速検診に行ってきたわと報告をくれました。今後、受診率アップにはどのように取り組んでいかれますか。本年、この無料クーポン券に対する国の補助率が2分の1に削られましたが、昨年から合わせて5年間の無料クーポン券発行はお約束していただけますでしょうか。

また、検診には細胞診とHPV検査がありますが、御嵩町で行われています検診はどのよう

な検査でしょうか、お伺いいたします。

次の質問に行きます。

近年、社会構造の変化に伴い、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病などの精神疾患が急激に増加しております。本年発表されました日本精神神経学会などの共同宣言によりますと、うつ病を初めとする精神疾患は、先進諸国ではがんや心臓疾患と並ぶ三大疾患で、その対策は国家政策の最優先課題であり、我が国でもがんに次いで重大な社会的損失をもたらし、国民病ともいうべき疾病であるとされています。また、平成21年度版の自殺対策白書によりますと、平成20年における自殺者は3万2,249人で、その原因は健康問題が64.5%と最も多く、そのうち4割以上をうつ病が占め、総合的なうつ病対策が重要な課題であることが改めて浮き彫りにされました。また、昨年末に厚生労働省が発表した調査によりますと、うつ病の患者数が初めて100万人を超え、10年足らずで2.4倍に急増しているとのことがわかりました。今、うつ病による自殺を初め、児童虐待事件、ひとり暮らしの高齢者の孤独死など、これまでの福祉では対応し切れなかった問題が増加し、国民の健康を守る上で深刻な課題となっております。こうした問題に対し、年金、医療、介護などの従来の社会保障の拡充とともに、現代的な課題に対応するための施策の再構築が求められております。

当町におけますうつ病有病者数や引きこもりなどの実態について、どう認識してみえますでしょうか、お聞かせください。

次に、認知行動療法についてお尋ねします。

うつ病対策としては大きく三つの段階に分けることができます。予防対策としては、知識の周知や相談窓口の設置など、自己管理のための環境整備です。次に、早期発見、早期治療。最後に、リハビリや復職支援となります。しかし、治療に関しては、医師は患者1人当たり5分から10分程度の診療時間しか確保できずに、薬を出して診療が終わるケースも多く、心が病んでいる原因がどこにあるのかといった、じっくりと時間をかけた治療がなかなかできないという話も耳にいたします。このことから、うつ病の治療は、これまでの薬物療法に加え、認知行動療法の有効性が注目されております。我が党では、平成20年に認知行動療法などを盛り込んだ総合うつ対策をまとめ、その実現に取り組んでまいりました。その結果、今年度の診療報酬改定により、認知行動療法に健康保険が適応されることになりました。この認知行動療法というものを御存じでありますでしょうか、お伺いいたします。

最後に、発達障害者支援事業についてお伺いをいたします。

2005年に発達障害者支援法が施行され、小・中学校では特別支援教育の仕組みづくりが進められております。発達障害とは、落ちつきに欠け、衝動的な行動に走る注意欠陥多動性障害 (AD・HD) や対人スキルや社会性に問題のあるアスペルガー症候群、自閉症、また読み書

きなどの習得に問題のある学習障害などの総称を言います。しかし、発達障害の人は見た目には障害があるとわかりにくいために、周囲から正しい理解が得られないばかりか、非難されるなど二重、三重の困難に遭うことが少なくありません。障害が理解されず何度もしかられたり、いじめを受けたり、長い間適切な支援を受けられないと問題が深刻化することになります。自尊心が傷つき、自己評価の低下や抑うつ、不登校、乱暴な行動につながることもあります。こういったことから、発達障害は早期に発見し、親子ともどもへの支援により、得意分野を生かし、暮らしやすい状態を手に入れることが必要となってくるのです。しかし、3歳までの乳幼児健診ではわかりにくいことから、母子健康法では義務づけられてはいないものの、5歳児健診で早期発見をしていこうという自治体もふえております。福島県三春町では、総合病院とも連携し、町内の保育所、幼稚園に発達障害の専門家である臨床心理士と歯科衛生士を派遣して5歳児健診を実施、臨床心理士は子供たちの様子を観察し、発達の程度や集団への適応力などを診断します。その結果を保護者に伝えて、その上でできる限りの支援をしていくということであります。

御嵩町におきましては、先ほど民生部長もおっしゃいましたけれども、第4次総合計画の中 に発達障害支援事業とありました。どういった支援事業を行ってみえますでしょうか、お答え ください。

以上、5項目にわたっての質問を終わります。明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

議長(鈴木元八君)

纐纈民生部長。

民生部長 (纐纈久美君)

それでは、大沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問は5項目ということで多岐にわたっておりますので、丁寧に説明したいと思いますので、 多少長くなるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

1点目は、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成についてであります。

長妻厚生労働大臣は8月4日、平成23年度予算概算要求で子宮頸がん予防ワクチンの公費助成予算要求方針を明らかにしております。ワクチンは十分な免疫力を得るためには、先ほど説明がありましたとおり、3回接種が必要で、個人負担だと4万円から5万円が必要になります。厚労省が公費助成に転じたのは、国の対応のおくれをしり目に、単独で負担、補助をする自治体が急速にふえ、接種費用の助成を自治体に任せると、居住地の違いで助成を受けられるかどうかが決まり格差が生じると以前から指摘をされており、こうした声を無視できなくなったためと言われております。子宮頸がんが注目されておりますのは、現代医学で予防できるようになった唯一のがんで、我が国では先ほど話がありましたとおり、年間3,500人が亡くなってお

られ、予防が徹底すれば、長期的に見て医療費が少なく済むため、30を超す国が接種費用を助成しておるというような状況でございます。県内では10の市町が独自に助成制度を導入し、ワクチン接種を実施している状況であります。居住する市町村の政策や財政状況により格差が生じることは望ましくなく、効果の高いワクチンは国で予防措置を講じていただきたいと考えております。大沢議員の説明のとおり、厚労省は平成23年度予算から要求するとの方針を示しており、その方向性を支持し、事業実施を期待していきたいと考えております。なお、町独自の助成制度の実施につきましては、町としても近隣市町村の動向を見ながら調査・研究し、可児医師会と協議を重ね、今後の検討課題ととらえております。

2点目は、子宮頸がん検診についてでございます。

乳がん、子宮がん検診の検診率でございますが、女性特有のがん検診は平成21年度から実施をしておりますので、前年と比較はできませんので、21年度実績を申し上げますと、子宮頸がんが31.7%、乳がん検診が39.9%となっております。なお、従来から継続して実施しております検診の20年度と21年度の比較についてでございますが、これは女性特有のがん検診を含んだ全体の数値ということでございますが、子宮頸がんでは16.4%が16.7%ということで、0.3ポイント上昇しております。また、乳がん検診につきましては、19.0%が24.2%ということで、5.2ポイントアップしておるという状況でございます。

そして、受診率アップの対策ということでございますが、ワクチンによる予防手段の導入も しかりでございますが、町で実施する女性特有のがん検診率を高め、早期発見、早期治療の対 応がとれますよう、保健衛生の観点から今後も広報活動等を実施してまいりたいと、このよう に考えております。

次に、女性特有がん検診の無料クーポン券発行を5年間、約束していただけないかということでございますが、国は当初実施するときに、22年度以降の事業の実施については、本事業の成果を検証の上検討していくというふうに答弁をしておりまして、これを受けまして、平成22年度、前年に引き続き実施しているというふうに理解をしております。

無料クーポン券配付事業は、国の助成を受けて事業を実施しておりますので、国の補助がなければ町費で実施することになりますので、補助が廃止となれば、その後については町の政策ということになります。私がこの場で向こう5年間について申し上げる立場ではございません。御理解をいただければと思います。

それから、次に現在町で実施しております子宮がんの検診につきましては、平成20年3月31日付、厚生労働省の健康局長から示された指針に基づいて、細胞診ということで実施をしておるという状況でございます。

3点目の質問でございますが、当町におけるうつ病有病者数、引きこもりの実態についてと

いうことでございます。

最近の青少年等の相次ぐ凶悪な事件、いじめ、虐待などさまざまな暗いニュースが毎日のように報道されており、ストレス社会の中で心の病気に悩む人がふえ、さらに多くの人が心の不健康状態に陥っております。体の不調の背後に心の問題が潜んでいることも少なくありません。心の病は、周囲を気にしてなかなか人に相談する勇気もなく、心に閉じ込めてしまうというような場合が多いようであります。また、昨日でございますけれども、自殺とうつの損失は2.7兆円というような厚労省が初の推計を発表しておるというような状況でございます。

このような状況の中で、町におきましては、町民を対象にしたいきいき健康相談を毎週月曜日、また精神保健福祉相談を月に1回開設し、のぞみの丘ホスピタルの精神保健福祉士と町の保健師による精神障害者の医療、社会復帰等の相談、指導を行っておるところでございます。この相談の21年度の実績でございますが12件あり、そのうち2件がうつ病に関するものであり、病院受診を勧めております。また、平成22年度現在までの状況でございますが、既に8月までに11件の相談がございまして、うつ病としての病院受診相談2件、引きこもりについての家族からの相談が1件となっております。

町におけるうつ病や引きこもりの実態についての認識はということでございますが、実態としては把握をしておりません。実情でございます。ただ、自立支援医療費の受給台帳で状況を拾い出してみますと、精神障害者として拾い出してみますと、143人に対してうつ病との診断が医療機関から出され、精神障害者として行政支援を受けておられる方が受給者の約35%に当たる50人おられることはつかんでおります。しかしながら、これらの方以外の状況となりますと、その実態はつかめていないのが現状ということになろうかと思います。引きこもりについての認識はとのことでありますが、学校とか家庭、社会等々における内容は種々さまざまであると思われ、実態調査はできておりません。

4点目は、認知症行動療法についてであります。うつ病などの治療に薬だけに頼らない治療法として認知行動療法があり、薬物療法と併用することでその治療にさらに効果があることが科学的に証明をされ、健康保険が適用されることになったことは、正直申し上げまして近々に知ったというような状況でございます。現在、さきに申し上げました50人の方がうつ病との診断を受け、精神通院の受給対象となっておられ、精神科医や心療内科医、臨床心理士らによって治療を受けておられるその場面におきまして、認知行動療法が活用され、考え方、そして行動ぐせの改善とか、落ち込みやすい気分の改善、こういうものを学んでいただいて、また面談や実習作業が充実し、その状況が改善することにつながればと、このように考えておるところでございます。なお、保健師がこの8月25日から27日まで京都で開催されました全国保健師長会が主催する研修会に参加をしております。研修項目の一つであるうつ病に対する認知行動療

法や自殺対策について学んできておるところでございます。この研修を生かし、町の精神保健 相談やその他各種事業に生かしていければと、このように考えておるところでございます。

5点目は、第4次総合計画にある発達障害支援事業についてでございます。

発達障害者が全国的に増加する傾向にある中、発達障害の早期発見と早期支援を目的として、 平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法により、知的障害者に新たに自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあるものが発達障害と して定義をされたことを受けまして、国及び地方公共団体が行うべき支援や発達障害者の自立 や社会参加に向けての支援体制を確立するというものでございます。

町の取り組みにつきましては、支援を行うことが必要か否かについて、乳幼児期に早期に発 見し、早期に治療、あるいは適切な訓練を実施し、育児、子育ての支援を行う体制の導入、さ らには幼稚園、保育園に就園する際のサポート、小学校等へ就学に向けた適切な支援が個々に できるよう個別の教育及び養育支援計画を作成し、共通認識に基づいた一貫した支援体制の確 立を目指しており、保健センター、保健師、保育園長、言葉の教室支援員、言葉の教室指導員、 学校教育主事らにより、生き生き夢会議として就園・就学について発達障害のある子供が進む べき最もよい方向について計画を練る作業を行っておるというところでございます。現状を申 し上げますと、早期発見という点では、10ヵ月児相談、1歳6ヵ月児健診、2歳児歯科検診、 3歳児健診や運動発達相談、育児相談といった相談の中でお子さんの発達障害に対する保護者 の気づきができる体制で運営をしております。しかしながら、現在支援の方策等について、協 議や保護者も含めた支援の体制、個別支援のより具体的な内容が記されるべき個別支援計画が まだ確立しておらず、生き生き夢会議などの場で協議・研究を行っているところであり、さら に内容の濃い個別支援計画作成に当たって、臨床心理士の参画、障害の程度により就学する特 別支援学校を卒業した後の支援計画まで踏み込むことが必要である点などの課題のクリアがで きるよう、現在鋭意職員が研さんをしており、平成23年度からは発達障害者支援事業が運用で きることを目指して現在取り組んでおるというような状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

大沢まり子さん。

6番(大沢まり子君)

細かいお答え、ありがとうございます。

子宮頸がんワクチンの補助につきましては、加茂郡の方では実施が進んでいるということで すけど、可児市、可児郡におきましては、可児医師会で相談しなくてはいけないということも ございますのであれですけれども、できるだけ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、細胞診、HPV検査ですけれども、これは両方を併用することによってさらに効果の 上がる検査だということでありますし、また併用するにおきましての金額も特にあまり変わり はないということでありますので、できれば両方の検査をしていただけるといいかと思います。

細胞診では、がんになる少し前の形が発見されるわけですけど、HPV検査というのは、H PV菌に感染しているかどうかというのを検査することになりますので、あわせた検診がして いただければと思っております。

それから、うつ対策などに関しましても、これからの福祉というのは、そういった今までにない課題といいますか、DV被害、また児童虐待被害、高齢者の孤独死や自殺問題など、目に見えにくい心の病への対応策が重要となってきておりますので、発達障害に関しましても同じことが言えますけれども、こういった福祉の光が届きにくい人たちに対する公助・共助というものを新しい福祉の形で実施していただきたいと思います。また、町内の現状をさらに把握していただきながら対応策を進めていただきたいと思います。

それから、最後の発達障害者支援につきましての御答弁ありがとうございます。

23年度には実施する体制を整えて運用を目指していただくということであります。本当に発達障害というのは、内容がわかってきて、だんだん目にも耳にもするようになってきましたので、大変難しい問題でありますけれども、そういった方はたくさんおりますので、そういった中での積極的な取り組みを期待しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (鈴木元八君)

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時50分といたします。よろしくお願いします。

午前10時38分 休憩

午前10時51分 再開

議長 (鈴木元八君)

休憩を解いて再開をいたします。

議会は順調に推移しておりますが、台風がどうも東海地方に接近を予想以上にするというようなニュースが入っております。したがいまして、町の執行部の方からこの議会中に何か申し出があれば、この議会も中断しなきゃならないような事態が発しましたら、皆さんに御協力をお願いしたいと思いますので、議長から申し添えておきます。

それでは、一般質問を続けます。

2番 安藤博通君。

2番(安藤博通君)

どうも御苦労さまでございます。9月の一般質問をしようと思います。よろしくお願いします。

今まで3人の方、大変格調の高い質問をしていただきまして、日本人の文化論までにも及んだような次第です。私は、日本人の文化というのは恥の文化だというふうに教わってきたこともあり、質問するにも恥ずかしくないように質問をしていきたいなというふうに思っていますし、そんな文化にのっとってお答えを願いたいというふうに思っております。

まず、先回に引き続き名鉄路線の存廃問題についてお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、この問題を考えるに当たって心しておかなければならないことは、営利企業である名 鉄電車の一路線というとらえ方をするのか。御嵩町の交通網の基幹ラインとしてとらえるのか。 今までは混在した考え方が述べられていたように思われますが、私は、やはりこの問題は御嵩 町の交通網の基幹ラインとしてとらえるべきであり、基幹ラインである以上は町が関与するべ きであるというふうに思います。名鉄路線を維持し活用して御嵩町の交通網を整備するのか。 このままじり貧の活用と維持費の負担に耐えかねて廃線を待つのか。そのどちらについても議 論し、この2年半の間で方向性を決めなければいけないということになっております。すなわ ち、維持するときのバス運行を含めた交通体系の構築をどうするのか。廃線の場合の交通体系 をどうするのかの二つに分けて考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思い ます。

御存じのように、この問題は個人の思いや熱意だけでは解決できないだろうと思います。残すとならば、名鉄に払っております7,000万円の問題もあります。手当の問題がある。また、それ以上に乗客数の増加という問題が横たわっております。また、可児市の動向も考え、今後の連携も視野に入れていかなければなりません。よって行政の出番となるわけでありますが、今見ておりますに、その行政の動きがあまりはかばかしくはないように思われます。

そこで、先般議会で行政の行動を加速化させるべく法定協議会の設立を全会一致で議決したわけであります。この問題は、全会一致というのは非常に重いことであって、議員というのは、御存じのように議決権を付与されておるわけですが、負託を受けている以上は全町民の声として聞いていただきたいというふうに思います。その意を受けて、名鉄問題の特別委員会では、進捗状況をチェックし速やかに行動を起こすように促しているわけですが、一向に動く気配がないように思います。資料要求として、可児市と名鉄との折衝議事録を要求しておいたわけですが、手元には届いておりませんので、議事録はないかなというふうに思っております。

そこでお聞きをいたしますが、行政は、この議決された法定協議会の設立、運営をやる気が

あるのかないのか、イエス、ノーでお答えをしていただきたい。議会もそんなことばっかり言ってもおれませんので、名鉄存続に法定協議会というのがどうあるべきなのか。また、議会としてはどうかかわるべきかということを学習し、学んで活用しなきゃいかんということで、9月21日というふうに聞いておりますが、議会主催で、特別委員会を事務局として講師をお呼びして、町民の皆様もぜひ御参加いただいて、勉強会を実施したいというふうなことを思っています。こういうことを前回の全員協議会で全員一致で可決いたしましたので、9月21日に行いたいと思いますから、ぜひ行政の皆様も参加していただくようにお願いをいたします。

当然のことながら、今我々がすることは、基幹である名鉄路線をいかにして残すかということを第一に考えて、御嵩町の利用しやすい移動手段の整備をこれにあわせてどうするのかということではないでしょうか。もちろん高齢化社会を迎え、病院や買い物、役場や郵便局などへの用事、これらの問題も当然この中で解決をしていかなければなりません。そのためにまず法定協議会というものを一日も早く立ち上げて、基幹路線の問題とこれに付随する問題はこの中で議論し、あわせて利用客の増大と、これは御嵩町だけの利用客を考えるか、輸送密度とか、いろいろな問題等から廃線ということは必然であろうというふうに思われます。先ほどもまちづくり担当参事がおっしゃっていたように、いろんなところでPRをして、利用客をふやしていくということは、外からの増客、増員をねらうということであるだろうと思います。

ただし、残念ながらあの祭りの中で8,000人の方が見えたという中で、たしか名鉄の利用者は400人というふうに聞いておりますが、5%の方しか利用されていない。ちょっと残念な結果じゃないかなと。それでもやはり外に向かってPRをしていくと、非常に重要なことじゃないかなというふうに思われます。これらのことを考えながら、町内の利便性を向上させる交通網の整備をこの法定協議会の中であわせて考えるべきではないだろうかというふうに思います。

また、一方で、有識者による御嵩町のあすの交通を考える会をつくり、その中でバス網の見直し、デマンド交通などの新方式の導入を議論していただくとともに、名鉄路線が万一廃止になった場合の影響、それにかわる基幹交通について指標予測を交えて検討していただく委員会を今のうちから設置を考えておかなきゃいかんのではないだろうかというふうに思います。

極端なことを言いますと、例えば通勤は自己負担にしてしまえと、自己完結にする。それから、7,000万円ではどこまでできるんだろうかと。それから、どういうことをやったらどのくらいまでかかるだろう。それから、どういう利便性として出てくるだろうと。いろいろの問題が考えられなきゃいかんというふうに思います。もちろんこれらのことを考えるには、各方面からの人材を必要とするのは当然であるだろうと、こういうふうに思います。

今から廃線、存続の両面を考えて、存続は法定協議会で議論し、廃線の場合は委員会を設立 して考えるべきじゃないかなというふうに思います。 今行われている可児市、御嵩町の活性化協議会では拘束力がなく、名鉄の利用客促進ということでは意味がありますが、存続、廃線の確定にはあまり役立たないというふうに思っております。その中で協議会の行動予定表を見させていただきますと、予算計上されておるものはほとんどが御嵩町ばかりであり、可児市は駅前整備等の事項要求のみでおさまっています。具体的予算が計上されているということはあまり見受けられないのが現実であります。

また、法定協議会の設立には、真実かどうかわかりませんが、可児市の抵抗が強くて、なかなかうまく進まないということをよく聞きます。また、聞くところによりますと、可児市は連携計画なるものの提示を求めているようですが、本来、これは法定協議会の中で作成されるべきものであります。そういうことでありますが、それが欲しいというならば、どの道作成しなければならないものでありますので、何も難しい問題でもありませんので、提示すればいいんじゃないかなというふうに思います。そして、その中で参加をしていただくということになれば、それはそれで結構じゃないかというふうに思います。

また、よく考えていただきたい。何をというと、現在の負担の割合からいけば、名鉄の利用 客の7割が御嵩町の住民であるわけです。御嵩町が要するに7割の影響をこうむるわけだと。 当然ながら、民主主義の理論からいけば、少数意見はもちろん尊重しなければいけませんが、 著しき不利益をこうむらない限りは、御嵩町の主張に可児市が合わせるべきではないだろうか というふうに思います。可児市云々をあくまで言い張るんだったら、これは負担率を変えてください。これはダム建設における取水権とか、そういうものと同じだろうというふうに思います。これは一つの考え方、見方としてはそういうことも考えられる。金は3割出して意見は7割聞くというのはなかなか難しいんじゃないかということでございます。

これらの問題をもう一度整理しますと、名鉄路線を存続させて町の交通網の整備を考えるものは法定協議会で議論する。それから、存続できない場合を想定して御嵩町の交通網を考えるのは、有識者による委員会を設立したらどうだということであります。その中で可児市への思惑はあまり関係ないということであります。

続いて、6月議会で提案しておきました名鉄が我々の払いました1億の支援金の中で4,000 万以上の税金を払うだろうという特別利益で受けると思われる支援金ではなくて、切符等の購 買費による支出に改めたらどうでしょうかということをお願いしておいたんですが、そのこと は、その後名鉄との折衝はどうなっておりますでしょうか、二つ目にお答えを願いたいという ふうに思います。

続いて、廃線の場合に起きるであろう御嵩町におけるマイナス要素はたくさんあるだろうというふうに思います。例えば現在、御嵩町の人口の減りぐあいは、自然的要因による。すなわち死亡者と生誕者の数の差と若干の流入・流出の差で毎年100人程度が減少するということで

今のところはおさまっていますが、大きな社会的要因である基幹交通網の廃止があった場合、 その影響がどのようにあらわれているかをどのようにお考えであるかということをお答え願い たいというふうに思います。また、この問題について年齢層の空洞化、すなわち老人が残り若 者がいない限界集落的なことが心配されてきます。そんなことも交通網の整備を通して考えて いかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

ここではいろいろ多岐にわたりますので、人口減が起きることによる財政標準規模に与える 影響について絞ってお答えしていただければ結構です。

また、先日の御嵩町青年健全育成町民大会の資料を見せていただきました。愕然とさせられたわけなんですが、どういうことが書いてあったという中身は、子供と大人の討論会に向けてのアンケートの結果の中で、町内の中学生184人が答えていました。では、何を答えたか、何を愕然としたかというと、その項目5で、御嵩町についてというのが2題出ておりました。その一つが、「将来も御嵩町に住みたいですか」という問いに対して「はい」とお考えになった方が69人、37.5%の中学生が「はい」と答えている。何と「いいえ」と答えた方が106人、57.6%の方が「いいえ」と答えておる。無回答の方が9人で4.5%ありました。「はい」の要因は、自然や空気がよい、犯罪が少ない、親切な人が多い、伝統がある、都会は怖いから嫌などでありました。「いいえ」の原因は、田舎だから、過疎だから、店が少ないから、交通が不便だから、外国人がふえたから、何もない、将来の就職先がない、都会に住みたいなどです。

二つ目の質問に、「御嵩町の今後に何を求めますか」ということがありました。お店については、本屋、映画館、ショッピングモール、ファミレスと、こんなものが欲しいですねということです。それから、施設については、文化会館、スポーツ施設、公園、街灯、名鉄、学校をきれいにというような項目が並んでおります。その他で町のお祭り、自然保護、町の活性化、安全、平和というような項目が並んでおりました。この結果を見まして、町政に我々も少しは携わっておりますので、大いに反省するべきところは、いかに中学生といえども、60%になんなんとする人がこの町に住みたくないと、こう表現をされておるわけなんです。この意思表示ということは大変なことであると思います。大きく言えば、彼らの年代からくる情報不足、それから将来への期待感、いろんなことをこうしたい、ああしたいという期待感などを差し引いても、この年代では現時点において行政を否定されたということであります。と、とらえた方がいいだろう。自分としては、当然そういう中からどうしたらいいんだろうかと。どういう手を打っていかなきゃならんだろうかという考え方が、そこの中からとらえることによって出てくるんじゃないかと。そういう問題を、開き直ってしまって、町としてはあなた方にしっかり教育するから、どんどん世界に飛び出していきなさいよという考え方も一方にはあります。ただそのときには、やはりそういうことを明示しなきゃいかんだろうと。いずれにしても、こう

いう問題というものは我がこととしてよくよく考えることじゃないかなというふうに思います。 名鉄問題や中学生のアンケートにも取り上げられている問題などで、ここにも名鉄問題が取り上げられておるわけなんです。さまざまな問題があるわけなんです。町の将来をいかに招いていくのか、いかに変えていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。もちろん多岐にわたりますので、ここでは御嵩町の交通網の将来図についてのみで結構でございますので、よろしくお願いをしたいと。

以上で質問を終わります。よろしくお願いします。

議長 (鈴木元八君)

山田総務部長。

総務部長 (山田儀雄君)

それでは、ただいま安藤議員から御質問の名鉄問題についてお答えをしたいと思います。

初めに、名鉄広見線の法定協議会の進捗状況につきましてでございますけれども、この法定協議会の設置につきましては、過去に何度も御質問いただいておりまして、その都度、御説明をしてきておるわけなんですけれども、いま一度、この制度でございますが、これは利用者が減少しました地方鉄道の活性化を図るために、沿線市町、交通事業者、住民等で組織します法定協議会を立ち上げ、地域公共交通総合連携計画を作成した中で、国がその計画の活性化策の有効性を認めた場合に経費の2分の1を補助する制度でございます。法定協議会につきましては、市町村単独で設置することも可能でありますけれども、名鉄広見線の場合、御嵩町と可児市に区間がまたがりますし、駅もそれぞれあるわけでありまして、設置につきましては、少なくとも御嵩町のように可児市にも法定協議会の必要性について御嵩町と同様の認識に立っていただくということが必要であると思います。

進捗状況でありますが、6月議会にこの議場で決議されたわけなんですが、その後の進捗状況についてお答えをしたいと思います。

可児市の事務方との利用促進の具体的な進め方や意見交換につきましては、定期的に行っております。その席で、御嵩町が法定協議会の設立を視野に入れて活性化計画を進めていること、この第2回定例会で法定協議会設立に関する決議がなされたことなどを伝えまして、設立の時期等についても意見交換をしてきております。感触としましては、法定協議会の設立について、事務方としては否定的な考えではございませんが、現時点で連携計画を策定し、新たな利用促進策をつくったとしても、現在進めております活性化協議会での利用促進策以上に利用者を着実にふやすとなると可能性が低いこと。また、法定協議会設置によりまして、国に支援を要請するということになりますけれども、赤字補てん以外の新たな負担が生じる。可児市として、行政、議会の同意が得られる可能性は低いという思いであるということで判断をされておりま

す。

次に、名鉄との事務方との意見交換でありますけれども、この地域公共交通活性化及び再生に関する法律によります法定協議会で策定する連携計画で、国の支援の対象となる策でありますけれども、これは対象が赤字の地方鉄道の行うものがメインでありまして、大手私鉄への支援は難しいのではないか。もちろん応諾義務がありますので、設置されれば協議に応じるという意見でありました。可児市、名鉄とのこうした意見交換を踏まえまして、御嵩町としては現在の活性化計画に基づきます利用促進策を着実に進めていきたい、そうした中で利用者をふやし、この協議会設置に向け御理解を得ていきたいと考えております。

先ほど安藤議員からもこの件に関します折衝議事録の資料要求がございました。可児市、名 鉄との協議、途中経過のものでありまして、この公開でありますけれども、情報公開条例第6 条第8号に規定します意思決定の途中経過の情報でありますし、第12条に規定します第三者、 可児市と名鉄の情報でありまして、それぞれの意見を聞くことになりますけれども、事務方の こうした議事録については、公開に前向きな回答ではありませんでしたので御理解願いたいと 思いますし、私が今答えていることがすべてでありまして、よろしくお願いをしたいと思います。

質問事項の2番目になりますけれども、住民参加による交通委員会の設立でありますけれども、今後の御嵩町の公共交通のあり方について議論すべき委員会の設立につきましては、最後の質問にもあります御嵩町の将来交通網とも関連してまいりますけれども、利用促進の関係では、昨年12月3日に開催されました第6回対策協議会で承認された活性計画の中で、利用促進の体制としまして、名鉄広見線サポーター制度、実は地区の自治会、住民団体、小・中学校のPTA、子ども会、民生委員などの代表の方でありますけれども、これを立ち上げ、熱意のある住民の方を中心に、利用者をふやすための御意見、提案などをいただいて、積極的に活動を行っていく組織を考えておりますし、現在、今後の御嵩町の公共交通のあり方について、御嵩町公共交通体系検討調査を実施してきております。その結果をもとに、住民、事業者、民間団体を交えた組織で検討をしていきたいと考えております。

第3点目の御質問の前回の負担金の支払いの内容変更等についてでございますが、前回は名 鉄側の負担金の受け取り先についてお答えをいたしました。負担金は運行支援を目的として、 現金で払うということで名鉄と御嵩町、可児市が合意したものでありまして、その趣旨は運行 に伴います赤字補てんであります。御提案のありました切符への切りかえでありますけれども、 名鉄にも税率のこと等確認をいたしました。今回の運営費補助金につきましては、鉄道事業会 計規則において、この前申し上げましたけれども、特別利益に計上することが明記されておる ということでありますし、また営業収入と特別利益で税率が変わるということをおっしゃって おりましたけれども、税率が変わるものでないという回答を得ておりますので、御理解願いた いと思います。

それと、もう1点提案のありました切符販売の切りかえの件でありますけれども、これも名 鉄側に報告してございますが、現在、1市2町で既に合意されております運行支援、3年間で 3億円でございますけれども、これの初年度ということでもありますし、これを堅持していき たいということでございます。

質問の第4点でありますけれども、廃線があった場合の人口動態ということでありますけれども、御嵩町の現在の人口につきましては、住民基本台帳の数値で平成8年度をピークに減じてきておるわけですが、平成13年に八百津線、平成17年に揖斐線の全線が廃止になったわけでありまして、この沿線であります17年度の揖斐川町谷汲村でございますが、この年に合併されているという部分もありまして、一概に比較はできませんでしたけれども、それぞれの町、村の人口推移の資料から見ますと、特に廃線となりました17年、18年度の人口の減が大きくなっております。平成13年に廃線となりました八百津町の人口推移も同様であります。仮に御嵩町の場合でありますけれども、名鉄広見線が廃止となれば、自然的要因による人口減少にそのスピードが加速してくるのではないかと想定しています。また、これがどれぐらいその影響で減少数がふえるのかは、現在のところ根拠となるデータの把握はしておりません。

次に、5点目でありますけれども、廃線になった場合に町に与える影響をどのように考えているかということでありますけれども、この件につきましては、昨年の2月23日に開催されました第4回名鉄広見線対策協議会において御説明しました名鉄広見線の持つ社会的便益でありますけれども、この中で、年間3億から4億の便益を見込んでおるということを報告させていただいております。当然廃線となれば、鉄道から自動車にシフトする需要者が大幅に増加することが見込めますし、ただいま申し上げました3億から4億の金銭的損失が沿線市町に出ることも想定されます。

また、高校を見たときに、特に志願者が近年かなり減ってきております東濃高校でありますけれども、通学の足となります広見線でありますけれども、これが廃線となれば、学校のあり方などに重大な影響が出てくることも想像されます。

御嵩町としては、現在、利用している方だけへの影響ではなく、人口減や高齢化にも拍車が かかってきますし、その結果、税収が減少してくるなど御嵩町の活力に大きく広く影響が出る ことが想定されます。

6点目の御質問の御嵩町の将来の交通図はどのように考えているかということでありますけれども、現在の御嵩町の公共交通手段につきましては、名鉄広見線の鉄道輸送、ふれあいバス、エコバスなどのバス輸送でありますが、どちらの利用者も年々減少してきております。バス交

通においては、行政が税金で支援します1人当たりの利用者コストも利用者の減少とともに 年々増加してきておりますし、今年度から運行支援として、御嵩町で年7,000万円を名鉄に支 援している状況であります。今後、高齢化が進む中で、車の運転ができない方や高齢者だけの 世帯では、移動手段として公共交通に頼るしかない方が年々ふえていくということは明らかで ありまして、こうしたことを踏まえ、税金を投入する以上、利用者の利便性をできるだけ向上 しまして、利用しやすい公共交通システムとするため、現在のバス運行に関しましてアンケー トを実施してきております。その結果をもとに、今後の公共交通のあり方を住民、事業者、民 間団体を交えて検討していきたいと思っております。

また、現在、国において今年度、交通基本法制定の動きがあります。基本を残してありますけれども、車を使える人、使えない人との間に発生します交通の格差社会の是正を目指しておりまして、すべての人への移動権の保障とその支援措置の充実が掲げられております。町として、こうした国の動向を注視し、かつ費用対効果も考慮した中で、まずバス交通について新たな実施主体やデマンドバスなどの交通方法も視野に入れて検討していきたいと思っております。名鉄広見線についても、バスによる駅へのアクセスの向上など利用しやすい環境整備を整えまして、利用促進策と併用して、何とかこの3年間、利用者を増加させ、名鉄の存続に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

議長(鈴木元八君)

安藤博通君。

2番(安藤博通君)

大変役人的なお答えでありがとうございました。

ちょっと二、三、追加質問します。

先ほど税率については変わらないよということをおっしゃっておられます。税率について変わらないのは当たり前であって、これは利益にかかってくることなんですから、40.8%というのがあれです。ただ、それを特別利益で受けるから満額1億について40.8%かかりますよと。これが売買とか、そういうものであれば、出てきた粗利にだけしかかかりませんから、絶対額としては非常に小さくなりますよと。言いたいのは、皆さんの税金から集めたお金を、また国への税金として払わなきゃいかんですかと。むしろ買ったものについて、町民の皆さんにお分けしたり、いろんなことを活用すれば、それがまた名鉄の活性化につながっていくんじゃないかということをお聞きしておるんであって、税率についてはお聞きはしておりません。これは同じなのが当たり前であって、企業の税金にあなたは5%、あなたは10%なんてことはありませんので、これは対象が違うということですね。特別利益で上げると全額がかかってくるとい

うことです。それはちょっとお含みおき願いたいと思います。

それから、先ほどの法定協議会、これはいろいろお話をいただいたんですが、要するにやらないということなんですね。やらないのか、やれないのかということを言外におっしゃっていると、こういうふうに我々は理解していけばいいわけです。可児市の動向とか、名鉄の大手に対して支援ができないとか、いろいろなことをおっしゃっておったわけなんですが、これは今度の9月21日の講師を呼んだときの、この辺のところの専門家ですので、岐阜大学の先生かなんかと対談された方だそうですので、交通問題には非常に詳しい方ということですので、その席で今回答したものをみんなでよく分析しまして、行政側はこういうお答えになっていますけどよろしいですかと、こういうことはこういう理解でよろしいですかということは、この席でもう一遍お聞きをして、議会の判断をというふうにしていきたいというふうに思っております。先ほど提案しました委員会の問題ですけれども、これは既存の委員会をそのまま使って、新しくそういうことは考えないというふうに理解していけばいいんですかね、その辺をちょっとお答え願います。

それからもう一つ、先ほどの中で、財政標準規模に与える影響というのを、この場ではなかなか難しいかもしれませんが、やはりこの問題というのはすべてのものの分母になってきますので、この分母が減少していくということは、非常に財政指数が悪化をしていくということです。だから、分母が小さくなるということは非常に問題、これが人口減少でどういうふうに起きてくるかということ、それをお聞きしたいというふうに思ってお書きしておいたんですが、この場で答えられなかったら、また後で12月の議会のときにもしかすると聞くかもしれませんので、そのときにお答えしていただければ結構か、資料があれば事前にお出ししていただければ結構かなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

その2点、3点についてちょっとお願いします。

議長 (鈴木元八君)

渡辺町長。

町長 (渡辺公夫君)

2点、ちょっと気にかかりますところがありましたので、安藤議員は決め打ちで言っておられますけれど、こういう返事が返ってきております。

名古屋鉄道計画の方であります。国が定める鉄道事業会計規則において、今回ちょうだいする運営費補助金につきましては、特別利益に計上しなければならない旨が明記されております。 そういうルールにのっとってやっているということであります。

もう1点、法定協議会ですが、交渉する相手があるということを忘れていただいては困る。 御嵩町だけで決めていけるのであれば、とっくにつくっております。しかし、6月の定例会で 議員発議で法定協議会の設置を求められたわけですが、議会は、議会との関係において、可児 市議会に法定協議会の設置を促されましたかということです。私は、その話ができておれば、 9月定例会可児市議会において、議員発議で法定協議会というものが提案されても不思議では ないと思っています。交渉事というのは、自分勝手にやったところで思いどおりにいかないの は当然でありますので、その点だけは御理解いただきたいと思います。

[2番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

安藤博通君。

2番(安藤博通君)

ちょっと今のお答えを聞いていると、すべてが他人様というようなお答えで、これは他人のことはわかりませんので、それはいいだろうと。聞かれるのは構いませんが、私が聞いているのは、全会一致で結論を出したということは、町民全体の声じゃないかと。そういう中で、人のことはいいですから、行政としては何をやったかということをお聞きしたいということを言っておるわけです。その辺だけはお願いします。

議長 (鈴木元八君)

渡辺町長。

町長 (渡辺公夫君)

議会が全会一致で町民全体という発想をしておられるとしたら、それはちょっと思い違いがあるんではないか。私は、一町民であったら、あの時点で法定協議会設置を議員発議でやることについては賛成はしておりません、一町民の立場なら。なぜなら、可児市を説得できる状態ではないと。少し甘く考え過ぎじゃないですか。もっと危機的な状況にありますよということぐらいは私はわかっておりますので、そういう意味では全体が云々と言われましたけれど、当然その結果については可児市にも名鉄にもお知らせしてあります。当然、意思としてはこちらは毎回話し合いをする際に法定協議会の設置というものはテーマに上げておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

[2番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

安藤議員。

2番(安藤博通君)

よくわかりました。また、ここでそんなやりとりをやってもしようがないと思いますので、 あれですが、後ほど終わった後に、情報公開条例に基づいて議事録の提出を求めて、その中で どう動かれたかというのは、これは町民の皆さんに判断していただければ結構かと。後ほど終 わった段階で議事録の提出をお願いしたいと、こういうふうにとどめておきます。

議長 (鈴木元八君)

なければ、議長の方から一言添えておきます。

法定協議会の設立、御嵩町の議会で法定協議会についての決議をすることについては、名鉄対策特別委員長と議長2名が皆さん全員の御了解を得た中で、八百津町議会議長、可児市議会議長に面接をし、その旨を伝えてきました。その折に御嵩町もこうしたことをするので、八百津町も可児市も鋭意努力をしていただきたいという申し添えをしてきましたので、勘違いのないようにお願いをしたいと思います。

以上でこの件の質問は、安藤議員、よろしいですか。

[2番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

安藤博通君。

2番(安藤博通君)

じゃあ質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 (鈴木元八君)

続きまして、岡本隆子さん。

7番 (岡本隆子君)

それでは、お許しをいただきましたので、通告しておきました2点について、一問一答でお 願いをいたします。

一つ目であります。ことし7月、寿和工業の許可申請の取り下げにより、私が1995年以来かかわってまいりました産廃問題はここに幕を閉じました。しかし、予定地の土地は寿和工業のものであることから、まだ根本解決には至っていないとの思いを持っております。ここに至りまして、もう一つ問題が残っているとの認識から今回質問をさせていただきます。

大久後にある寿和工業の安定型処理場についてであります。平成2年に大久後にある寿和工業の安定型処理場について、岐阜県はやむを得ないものと判断して自然公園法関連の許可をしています。その後、2年ごとの自然公園法関連の許可がなされています。大久後の安定型処理場は、埋め立て許可期限切れとなったため、平成12年8月、寿和工業から新たに国定公園特別地域内の行為、すなわち土地形状変更について許可申請が出されましたが、翌9月、柳川前町長は、自然公園法の趣旨に反すること、平成12年改正、自然公園法施行規則により、産廃処理施設及び産廃埋め立てが明確に禁止されていること、また付近に絶滅危惧種 I 類のクマタカ、同 II 類指定のオオタカが観測され、同規則の規定から許可申請にかかわる行為は妥当ではないことなど、新たな土地形状変更について 9 項目の理由により許可申請は適当ではない旨の意見

書を岐阜県に回付されております。そして岐阜県は、その寿和工業の申請により求められた許可を拒否しております。

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会の第4回の席上におきまして、私は岐阜県に対して現況はどうなっているのかという質問をいたしました。その第5回の会議におきまして、県の廃棄物対策課長が、私の管轄ではないですが、許可期限は切れているとのお答えでした。この件に関して現況はどうなっているのか、担当課としてはどのように認識されているのかお伺いをいたします。

2点目ですが、利用指針検討委員会の第5回の会議で、岐阜県は設置そのものは適法な許可のものにされているとのことで、寿和工業の顧問の方からは、廃棄物処理法上の許可をいただいたが、埋め立ては実施していない。自然公園法の許可、事業の許可については途中で切れているとの御回答をいただきました。原状に復旧すべきではないかという質問に対しましては、業者は原状に復旧することは新たな開発行為に当たるという御回答でした。この処理場はほとんど全域が飛騨木曽川国定公園第3種特別地域にありますが、町長はこのことにどのような見解を持っておられるのでしょうか。

以上、安定型の処分場について2点お尋ねをいたします。

議長 (鈴木元八君)

渡辺町長。

町長 (渡辺公夫君)

岡本議員の御質問にお答えをいたしますが、担当の方にもお伺いのところがあったように思いますが、もし私の答弁で足らないような部分がございましたら、担当課の方も答えるとは思いますが、この件に関しては、多分私が一番詳しいぐらいじゃないのかなと思いますので、もし漏れがありましたら御指摘を願いたいと思います。

よくよく思い出してみましたら、平成10年9月定例会、私、1年生議員の9月の定例会で、この件についての一般質問をしております。今の議会は事前通告制ということで一般質問は行われているわけですが、当時もそうでありましたが、質問事項、内容については、その時点でオープンになるということでありましたけれど、私の一般質問の中に、内容は読んでいただければわかるかと思いますけれど、あるべきではないことが起きまして、今は質問事項、内容については事前には公表しない、当日公表ということに御嵩町議会はなっていると思います。その原因となったのがこの質問であります。おかげで、1年ほど駐車場に警察からの防犯カメラとホーム電話の下には可児署直通の箱のような電話の装置がつきまして、そういう生活をしたのを改めて思い出しております。

まず、この安定型処分場ができますときの経緯について、県、町、そして事業者のいわゆる

蜜月の関係があったというふうに私は思っております。その中で、今御嵩町の瓦れきの処分場、立地については岡本議員も御存じだと思いますので、一般廃棄物処分場がございますけれど、そことの関連を申し上げますと、御嵩町の瓦れきの処分場へ入る道路は、実は二重にされていたという経緯があります。これは、御嵩町が用地を取得したにもかかわらず登記をしていなかった。登記をしていないままで寿和工業がまた新たに買ったという結果で、寿和工業が登記をしております。これは、町の顧問弁護士さんとの、いわゆる法解釈であるとか登記についてのアドバイスをいただいたんですが、訴訟を起こしても登記をしなかった、見逃した御嵩町が悪いだけであって、訴訟費用をかけるだけだという結論をいただきましたので、今の状況は寿和工業の進入路を使っているという状況にあります。

これはまた仲がいい話ということになるんですが、御嵩町の道路が逆に寿和工業の安定型処分場へ行くまでの一般廃棄物処分場のあります周囲を通っていく、この道路は御嵩町のであります。したがって、私が平成10年に質問をしようとしましたのは、あの御嵩町の瓦れきの処分場というのは6期ぐらいまで予定がありまして、処理容量を考えると450年使えるというものでありました。ただ、1期目が完了近くなっておりましたので、その寿和工業への安定型処分場へ入る道は何とか確保しないと、正規のルールで許可がおりたと。裏に何があったかは別として、表に出ているのは正規の許可があったものであるから、その道路はつけかえなきゃいけないんじゃないか。その協議を早くしないと間に合わなくなるということを提案といいますか、確認するためにこの質問をしようとしたわけでありますが、さっき申し上げたことが起きまして、質問内容を変えたという経緯がございます。

本来は、この安定型処分場の埋め立て計画期間というのは10年という申請がされております。 2年ごとの許可というのは岐阜県が設けた特別のルールであって、法的にはそこまでの根拠が あるとは言えないというものでありますが、いわゆる免許証の更新みたいなものじゃないのか なと思うんですが、それよりも緩やかなものであるというふうに考えてもいいかと思いますが、 本来なら10年後の平成12年に協議をすればいいと。そこでまだ残容量があるとしたら、寿和工 業の方からもう少し使用期間を延ばしてくれとか、これで終了なら終了という協議をしなけれ ばならないというのが、その10年ということだと思います。

先ほど申されたように、平成12年に申請が出され、これもなぜか1ヵ月余りおくれて申請が 出ております。つまり空白期間があったということでありますけれど、それに対して岐阜県は、 本来なら終了と同時に許可期限と同時に再許可をおろすというのが本筋ですので、岐阜県から 平成12年の申請に対しての許可はおりていないという状況のまま、基本的には県も環境省も御 嵩町も終了したという位置づけでおります。

ここでの問題点は、本来、安定型といえど産廃処理場として埋め立てが完了していれば、埋

め立てを完了したという状況での復土であるとか、植栽であるとかということが手順としてあるわけでありますけれど、現状は空であるという状態であります。法解釈というのは時として笑ってしまうような解釈になってしまうんですけれど、結局はあのまま放置されたことによって、自然公園法上は現状が自然公園であります。これは、私が見た目をどうのこうのとか、岡本議員が好き嫌いの問題ではなく、法解釈としては、現状の遮水シートがあり、堤体があるという状態が自然公園法では公園、そして国定公園の一部であります。逆に現段階で土を持ち込んだり木を植えたりすると、それが自然の改変になってしまうという法解釈になります。

そうした中で、この許可について、今後についてどう考えるかということになるわけでありますが、非常に物議を醸し出しました、この安定型処分場後の管理型処分場を計画されたときに、1年間放置された、いわゆる環境庁からの文書の通知は、環境庁自然保護局計画課長及び国立公園課長という2名の連記で来たものが問題になったものであります。その中に述べられておるのが、ちょっと昔のタイプだったのでよくわかりませんけれど、非常に印刷が悪いんで判読不明のところがあるんですが、産業廃棄物を処理するための施設については、施設の設置及び廃棄物の運搬等の行為により騒音を継続的に発生することから、国立国定公園の風致上、また騒音、悪臭、これはボートレースとか射撃場も入っているんですが、騒音、悪臭、粉塵等の発生により、当該行為地周辺の風致に著しい支障を与えることが明らかな場合に該当する行為として施設の設置を認めないということとなっております。これは、産業廃棄物処理場について認めないとしているところであります。それに加えて、射撃場、ボートレース場等、ある種の工場というものも入っております。

特例として検討をします、許可しますということではなく、特例として、当該公園区域内で生ずる産業廃棄物を処理することが主たる目的の施設であって、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的、その他の視点から見て著しく不合理な場合、つまり平成の大合併以降については掌握はしておりませんけれど、平成の大合併前については、少なくとも国定公園内にすっぽりと自治体そのものがはまってしまっているということがありました。少なくとも一般廃棄物等々になりますと、自地域地内の処理ということは原則ですから、国定公園内でのそうした処理を100%認めないとしてしまうことについては、法律上矛盾が生じるということで、多少のこうした検討の余地を残したということであります。御嵩町について言うならば、御嵩町は一部国定公園であるだけで、いわゆる社会的その他の観点から見て、著しく不合理な場所になってしまうところの方が逆に少ないと考えられますので、少なくともあの位置での廃棄物処理というのは、永遠に100%認められないと言えるかと思います。ましてや民間の産廃業物処理というのは、永遠に100%認められないと言えるかと思います。ましてや民間の産廃業者であるとしたら、これは論外であります。誤解をされないでお聞き願いたいんですが、もし可能性があるとすれば、先ほどのすっぽりはまった云々という、検討する余地があるとさ

れるといった自治体である御嵩町があの処理場を使うとした場合に可能性はあるかもしれません。ただ、御嵩町は既に南側に瓦れきの処分場をつくらせていただいております。今、越えられないハードルを越えて、なおかつあの処分場を取得して、あの処分場を生かして使おうなどということを、労力を使うこと自体無駄な労力だと考えておりますので、少なくとも御嵩町としては考える必要がないということを思っております。

そして、これは正式な申し込みではございませんけれど、三者協議後の立ち話として聞いていただきたいんですが、寿和工業がささやかれた中に、御嵩町が利用してくれればなと。先ほどのような法の解釈からいけば、可能性は自分のところにないということはおわかりですので、可能性があるとしたら御嵩町だなということを思って言われたんだろうと思いますけれど、私はその場で、たとえただでももらうつもりはございませんとはっきり申し上げましたので、少なくとも正式なそうした要望・要請は現段階では何もございません。

ここで、法的な部分を加えて、いわゆる情緒的な話になるわけですが、私は、信頼関係をき ちっと構築しないと、いわゆる人間としての関係は保てないというふうに思っています。これ は企業であり行政でも何でも一緒だと思います。そこには企業でも人が動かしているわけです し、行政も人が動かしている。議会もそのはずです。そうした中で、何をよすがとするかとす れば、法を超えて、いわゆるそれ以前に信頼関係を構築しないと、こういう問題というのは片 づいていかない。名鉄問題でも一緒ですよ。そうした関係の中で、知事、寿和工業の社長、私 としては、公的な立場での信頼関係を構築し、維持して今日を迎えていると考えております。 寿和工業は、完全撤退ということを決められて行動されたということは、岡本議員も御存じの とおりでありますけれど、完全撤退で寿和工業にメリットがもしあるとしたら、それは企業イ メージの回復しかないと私は思っています。そのほかの目的があるとしても、今の私に思いつ くものは何もございません。あれだけ広大な計画、管理型処分場200ヘクタールということを 前提とした計画を白紙にされ、いわゆる申請書類すべてを取り下げられた企業が、逆にあんな 小さな安定型の処分場をそのまま残しておかれるということは、現実的には私は考えておりま せん。ただし、これは寿和工業がお金をかけてすることですので、こちらの思いはもうさんざ んいろんなところに伝わっているとは思いますけれど、寿和工業が、あの安定型処分場も含め て物事の解決をすべて真っ白な状態で御嵩町を去られるという日が来るのではないかというこ とを私自身は期待をしておりますので、心配は何一つしていないことをお伝えして答弁とさせ ていただきます。以上であります。

[7番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

岡本隆子さん。

7番 (岡本隆子君)

大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

もう一度確認をさせていただきますが、町も県も環境省もこれを完了したというふうに認識 をしておるとのことですが、町長は、これは一部国定公園の、町には少ししかかかっていない というのは管理型のことでしょうか。

私は、安定型の寿和工業の処分場については、今荒れた状態で国定公園の中に残っているということは、御嵩町は許可権者ではもちろんないわけですけれども、許可が切れているというところでは違法な状態であるのではないかなと思います。それを、こういう状態でいいのかということを県に対して御嵩町は言うべきではないかというふうに私は考えたので、町長にお尋ねをした次第であります。

議長 (鈴木元八君)

渡辺町長。

町長 (渡辺公夫君)

聞き間違えられておられると思います。

現況では、処分場として終了しているという状態であり、かといえ、処分場としてすべて埋めて復土して、処分場は処分場としての解決の仕方というのは最後はあるわけでありますけれど、何も埋まっていない状態ということは、岡本議員、原状復旧をせよということをおっしゃるんですけれど、原状というのは一体何なのかということですよ。法解釈として言うならば、今の第3種国定公園特別区域にあるあの処分場は、遮水シートも堤体も含めて、結果的に法解釈上は国定公園の一部になってしまっていると。一部しかかかっていないという意味じゃないですよ。あの広い区域の国定公園の国定公園としての一部になっているということです。それが現段階の法解釈ということであります。ですから、今、例えば岡本議員がボランティアであのシートをめくりに行くといったら、それが国定公園内での開発行為になってしまうということです。ですから、手順を踏まないと、すべてが見た目のきれいにはなっていかないんです。実際には、少なくとも原状を国定公園とみなして、形状の改変をするという手続をとらないとできないということになるということです。

[7番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

岡本隆子さん。

7番(岡本隆子君)

現在、遮水シート、そして水処理施設がある状態なんですが、それが自然公園の一部である との解釈ですね。遮水シートがあり、水処理施設があるということは、明らかに景観上問題が あるということで、平成10年に県は業者に植栽などを指示しているわけですが、今、そういう 水処理施設と遮水シートがあるというのは、明らかに八百津側から見てもつめでひっかいたよ うな跡が残っているわけですから、これをこのままこの状態で町長はそれでいいというふうに 認められるということなんでしょうか。

議長(鈴木元八君)

最後にします。渡辺町長。

町長 (渡辺公夫君)

いいと認めているわけではありません。法解釈としてはそうなってしまうんで、その形状を変えようとするならば、ちゃんとした手順を踏んだ形にしないといけませんよと、そういうことを言っているんです。だから、私の気に入る気に入らない、岡本議員の好き嫌いの問題じゃないですよ、この法解釈についてはこう解釈されてしまうんですよということは、さっきの答弁で申し上げたとおりです。ですから、私はそれで満足をしているわけではありませんけれど、じゃあお金をかけて手続をとってだれがやるのかと、御嵩町がやるんですかという話ですよ。国がやるんですか、県がやるんですか、これは。基本的には寿和工業が自発的におやりになることが筋じゃないですかというのが私の言い分であります。

〔7番議員挙手〕

議長(鈴木元八君)

岡本隆子さん。

7番(岡本隆子君)

最後の質問にします。

満足していないということなんですが、ちゃんとした手順を踏んで行うのは業者ですね。業者がそういうことをすべきであると思われるのであれば、そのことを県がきちっと指導するように、町として働きかけるべきではないかというふうに思います。

議長 (鈴木元八君)

渡辺町長。

町長 (渡辺公夫君)

ですから、さっき企業も人が動かしているんですよ、信頼関係ですよと言ったのはその部分です。私があえて県に対してそれを申し込んで、県から指導していただかなきゃ、あの安定型処分場の形状がまるっきり変わらないまま放置されるとは思っていないから、アクションを起こしていないということです。

[7番議員挙手]

議長(鈴木元八君)

岡本隆子さん。

7番 (岡本隆子君)

時間にはなりましたが、次の質問に行ってもいいでしょうか。

それでは、放課後児童クラブについてお尋ねをいたします。

放課後児童クラブは、共働き家庭やひとり親家庭においては不可欠なものになってきております。放課後児童クラブは、子供たちの放課後の生活を保障する場であり、子供たちが安全で安心して過ごすことのできる場でなければなりません。新政権では、放課後子どもプランの推進として、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な放課後対策を推進することや、放課後児童クラブの質的向上を打ち出しております。

御嵩町では平成13年に放課後児童クラブが施行されて以来、毎年利用者がふえ、9月現在、御嵩小学校では78人、伏見小学校では25人の利用があります。働く親にとっては大変ありがたい制度であると思います。今回、子育て支援という視点で質問をいたしますが、通告では手続上のことを1番に上げておりますが、今回は2番の上之郷小学校の放課後児童クラブに絞って質問をさせていただきます。

平成20年に上之郷小学校PTAが放課後児童クラブに関するアンケート調査を行っています。 上之郷小学校1・2年生と上之郷保育所全園児の保護者を対象に行った結果、回収58件のうち、 児童クラブが必要と考える人が30人、どちらともいえない人が26人、不必要という人が2人で した。上之郷で開設したら、利用したい人が31人であるという結果でした。財政的に厳しい時 代に新しい施設をつくって、採算の合わない行政サービスを行ってくださいとは申しませんが、 既存の保育所や公民館などを利用して、放課後児童クラブを開設することができませんでしょ うか。従来の規則と運営方法にとらわれず、少人数でも開設できる方策を模索していただき、 上之郷地区に放課後児童クラブを開設していただけることを要望しますという要望書が町の方 へ提出されています。

また、ことし3月に出されました次世代育成支援後期行動計画の中で、子育て支援サービスの項目の中で、放課後児童クラブの利用意向は、上之郷において25.5%あったということであります。すべての子供を対象として、安心・安全な子供の居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化、芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みをする放課後子ども教室の利用意向も上之郷では43.9%に上っています。そして、その次世代育成支援行動計画では、子供の居場所づくりの施策の一つとして、平成26年には上之郷でのクラブの開設を目指し、各小学校校区に最低1ヵ所の設置を目指すとともに、利用者ニーズに柔軟に対応できるよう、内容の充実を図りますとされています。上之郷小学校では、利用者も少ないかとも思われますが、それだけに上之郷に合った取り組みができるのではないかと思

います。

また、実施に当たっては、教育委員会の学校教育課だけでなく、生涯学習、福祉課などとの 連携もとらなければならないと思いますが、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お伺 いをいたします。簡潔な御答弁をお願いいたします。

議長(鈴木元八君)

渡辺教育担当参事。

教育担当参事 (渡辺義弘君)

それでは、岡本議員の質問にお答えをいたします。

私への質問は、放課後児童クラブについてであります。

御嵩町の放課後児童クラブは、子育て支援の一つとして、保護者が労働等による昼間家庭にいない小学校に通う子供に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るものとして、御嵩小学校に平成13年度から、伏見小学校に平成14年度から開設をしております。現在は御嵩小学校には2クラス、78人の児童を常時6人の指導員で、伏見小学校には25人の児童を常時3人の指導員で対応しております。運営費につきましては、年間、総額1,280万円ほど、そのうち補助金、利用者負担金を除く一般財源は約300万円ほどであります。

それでは、質問の上之郷小学校の放課後児童クラブの今後の方針についてお答えをいたします。

上之郷小学校の現状について少し説明をいたします。生徒数は、1年生16人、2年生15人、3年生14人の計45人であります。そのうちスクールバスによる通学は10人です。また、祖父母等との同居世帯は25人の56%であります。上之郷小学校の特徴は、1年生から6年生まで、毎日集団下校としております。スクールバスの出発する4時5分まで、すべての生徒が学校にいます。特に低学年は、4時より早く授業が終わりますので、校庭で遊んだり、読書したり、時には宿題をしているそうです。そうすると、子供たちが家路につくのは4時30分ごろになるかと思います。

議員御指摘のとおり、平成20年のPTAのアンケートからは、放課後児童クラブが開設されたら希望すると答えた方は31人であります。そのうち、放課後児童クラブの入部基準を満たす家庭を年度別に人数を見ますと、21年度で9人、22年度で5人、23年度で7人、24年度で7人という推移結果であります。これは、今の制度では放課後児童クラブを開設する10人を満たしておりません。放課後児童クラブを開設するには、当初には何百万円の施設整備と年間400万円以上の運営費の確保が必要となります。財政状況の厳しい中、国、県の補助金なしで開設することは難しい状況にあります。しかし、近年の核家族化、就労家庭の支援等から見ると、子育て支援の一つとして、放課後の子供たちの安全・安心の確保は大切な課題であると認識して

おります。私は、本来、保護者を中心として家庭で子育てするのを基本に、そして地域で支え合う体制こそ理想の姿と考えます。授業が終われば子供たちを地域へ返すことが最も大切と考えます。そうした状況の中、厳しい問題と現状を踏まえながら、放課後児童クラブの開設も一つの施策として調査・協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、次世代育成支援後期行動計画についてでありますが、この計画は、単に行政の子育て支援の方向性を示すのではなく、一人ひとりの住民、地域、民間の事業者、関係団体など、私たちのまちづくりをつくるすべての人々の協働による地域の子育て推進をする目的で前期計画を見直しまして、平成22年3月に策定したものです。基本目標を、1. 健やかに産み育てるための環境づくり、2. すべての子育ての家庭を支える体制づくりなど、四つの基本目標を立てておりますが、特に地域における子育ての支援の充実を推進する必要が急務と考えます。

議員指摘のとおり、26年度をめどに各小学校区1ヵ所の放課後児童クラブの設置を目指すとしていますが、前に説明申し上げましたとおり、上之郷の現状や財政面等を考慮しながら、地域で育てる子育ての支援策を、子育て支援を担当する部署の連携を図り、前期基本計画の施策の達成に努力してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

[7番議員挙手]

議長(鈴木元八君)

岡本隆子さん。

7番(岡本隆子君)

再質問を簡単にさせていただきます。

この子育て支援は、各課にまたがる問題であると思います。ですので、総合的にまちづくりの視点でも考えていかなければならないと思いますが、この放課後児童クラブの開設に当たりましては、一番最初、福祉課の管轄だったと思います。それが学校教育ではないかということでいろいろな問題がありまして、それで、今、学校教育課の方の管轄になっていると思いますが、今後、福祉課との連携、そしてまちづくりの視点、公民館活動からの視点、そういった総合的な取り組みが必要かと思いますが、その点について、副町長に今後どのように取り組んでいかれるのか、1点だけお尋ねをいたします。

議長(鈴木元八君)

竹内副町長。

副町長(竹内正康君)

岡本議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど教育担当参事の方も最後に答えておりますけれども、今後、放課後児童クラブ上之郷

について実施していく上におきましては、福祉担当の部署とも十分連携をとっていくというふうに申しておりますのは当然であります。特に、次代を担う将来の御嵩町を担う子供たちを育成するためには町全体で取り組む必要がありますし、教育委員会、福祉課だけではなく、いわゆる男女共同参画の分野からも当然関係がありますので、全庁的な体制で取り組んでいきたいと思いますし、この次世代育成支援行動計画策定におきましても、当然広い分野の方に参加いただいて計画しております。当然教育分野も入ってきておりますので、こういった計画になっております。ただ、先ほど教育担当参事が申しましたように、利用度から行きますと、上之郷はやはり7人ぐらいではないかという予想がされますので、今後、放課後児童クラブでいいのかどうか。または、岡本議員も言われますように、公民館の関係、それからボランティアの関係でこういったことができないか、そういうことも踏まえまして、26年度までには何らかの方針を立てたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

議長 (鈴木元八君)

岡本隆子さん。

7番 (岡本隆子君)

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長(鈴木元八君)

これで一般質問全体を終わります。

暫時休憩をいたします。午後は1時15分から再開しますので、よろしくお願いします。

午後 0 時15分 休憩

午後1時15分 再開

議長 (鈴木元八君)

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案の委員会付託

議長 (鈴木元八君)

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第7号までの7件及び議案第44号について、 質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

議長(鈴木元八君)

それでは、認定第1号 平成21年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任 委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託すること に決定しました。

なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生 文教常任委員会の所管部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建 設産業常任委員会委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

議長(鈴木元八君)

認定第2号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員 会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決 定しました。

議長 (鈴木元八君)

認定第3号 平成21年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決 定しました。

議長 (鈴木元八君)

認定第4号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題と します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員 会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決 定しました。

議長 (鈴木元八君)

認定第5号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認定第5号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決 定しました。

議長 (鈴木元八君)

認定第6号 平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任 委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託すること に決定しました。

議長 (鈴木元八君)

認定第7号 平成21年度御嵩町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第7号につきましては、総務建設産業常任 委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認定第7号は総務建設産業常任委員会に審査を付託すること に決定しました。

議長(鈴木元八君)

議案第44号 御嵩町私債権の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第44号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第44号につきましては、総務建設産業常任 委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第44号は総務建設産業常任委員会に審査を付託すること に決定しました。

散会の宣告

議長(鈴木元八君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月13日に民生文教常任委員会、14日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催して いただきますようお願いします。

次に、本会議は9月17日午前9時より開会しますので、よろしくお願いします。

この後、午後1時30分から全員協議会を開催しますので、第1委員会室にお集まりください。 これにて散会をします。御苦労さんでした。

午後1時24分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会議長

署 名 議 員

署名議員